

令和元年6月5日から
令和元年6月6日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和元年標茶町議会第2回定例会会議録目次

第1号(6月5日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
一般質問	6
鈴木裕美君	7
本多耕平君	9
鴻池智子君	14
深見迪君	17
松下哲也君	32
渡邊定之君	35
報告第4号 専決処分した事件の承認について	43
延会の宣告	53

第2号(6月6日)

開議の宣告	57
報告第5号 繰越明許費繰越計算書の調製について	57
議案第29号 建設工事委託に関する協定について	60
議案第30号 工事請負契約の締結について	62
議案第31号 工事請負契約の締結について	63
議案第32号 工事請負契約の締結について	65
議案第33号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	66
議案第34号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	66
議案第35号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	66
議案第36号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	69
議案第37号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	79
議案第38号 令和元年度標茶町一般会計補正予算	82
議案第39号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	82
議案第40号 副町長の選任について	84
議員提案第1号 標茶町議会広報調査特別委員会の設置について	86
意見書案第10号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を	

令和元年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和元年 6月 5日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第4号 専決処分した事件の承認について

○出席議員（13名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 類 瀬 光 信 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 4番 松 下 哲 也 君 |
| 5番 熊 谷 善 行 君 | 6番 鈴 木 裕 美 君 |
| 7番 舘 田 賢 治 君 | 8番 深 見 迪 君 |
| 9番 本 多 耕 平 君 | 10番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 11番 鴻 池 智 子 君 | 12番 後 藤 勲 君 |
| 13番 菊 地 誠 道 君 | |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 吉 彦 君 |
| 総 務 課 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 武 山 正 浩 君 |
| 税 務 課 長 | 服 部 重 典 君 |
| 管 理 課 長 | 村 山 裕 次 君 |
| 農 林 課 長 | 長 野 大 介 君 |
| 住 民 課 長 | 伊 藤 順 司 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 石 塚 剛 君 |
| 建 設 課 長 | 富 原 稔 君 |
| 観 光 商 工 課 長 | 多 津 美 悟 君 |
| 水 道 課 長 | 平 間 正 通 君 |
| 育 成 牧 場 長 | 常 陸 勝 敏 君 |
| 病 院 事 務 長 | 浅 野 隆 生 君 |

やすらぎ園長	中村義人君
農委事務局長	相撲浩信君
教 育 長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指 導 室 長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君
中央公民館長	松本 修君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議 事 係 長	小野寺 一信君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから、令和元年標茶町議会第2回定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員13名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

1番・渡邊君、 2番・類瀬君、 3番・長尾君、
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月6日までの2日間といたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、6月6日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の2点について補足いたします。

1点目は森と川の月間事業についてであります。

例年開催されております「森と川の月間」関連事業が全て終了しましたので、結果について

ご報告申し上げます。

森と川の月間事業は、標茶町自治会連合会をはじめとする7つの団体による連絡協議会を設置し、「人と自然が共生する環境」を目指して関連事業を実施するものであります。

今年度も、植樹や清掃など8本の事業に、企業や団体からの協賛もいただき、延べ1,200名を超える方々の参加協力をいただきました。

事業の内容につきましては、第26回シマフクロウの森づくり百年事業植樹、第25回豊かな緑と魚のリバーサイド植樹、第18回虹別萩野魚付保安林再生事業植樹、厚岸町民の森植樹の4事業で7,100本の植樹が行われ、中標津町で開催された第18回摩周・水・環境フォーラムでは、「ユネスコエコパークという選択肢～西別川流域の一次産業の持続可能な未来に向かって～」をテーマとした講演が行われ、環境と調和した産業づくりと環境保全の大切さを学んだ1日となりました。

また、清掃活動といたしましては、自然の番人宣言の統一行動として第19回町内クリーン作戦、西別川清掃、釧路湿原クリーンデーの各事業が行われ、920キログラムのゴミが回収されました。

これらの活動やその報道などを通じ、「自然と産業と人が共存する社会を形成する」という趣旨の浸透が図られたところでありますし、今後におきましても、この「森と川の月間」活動の充実とより多くの方の参加に努めてまいりたいと存じます。

二つ目は、地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

この度、地方自治法第180条に基づき、町道で発生した事故にかかる損害賠償について、専決処分を行いましたので、ご報告申し上げます。

報告いたします事故は、町道開運常盤本通りにおいて、道路脇の街路樹の枝が走行中のダンブカーと接触し、サイドミラーが破損したものであります。

事故要因となった街路樹は、昨年度実施している「街路植樹帯整備業務」で点検の際は、伐木や剪定の対象となっていないなく、町道の除雪作業においても支障となっていなかったものであります。

事故後、街路樹については、点検を実施し、必要な箇所は枝払いを行い安全対策を講じており、今後はより一層、町道の維持管理に努めてまいる所存でありますので、ご理解願いたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 令和元年第2回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下3点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、平成30年度町内各中学校卒業生の進路状況および令和元年度各学校の現況につい

て、ご説明いたします。

今年3月に町内中学校を卒業した生徒の進路状況であります。卒業生は総勢65名で、全員が進学しました。

進学先の内訳は、標茶高校へ32名、釧路管内公立高校へ27名、私立高校などへ6名となっております。

次に、令和元年5月1日現在の幼稚園・学校の状況であります。入園・入学者数につきましては、幼稚園は、4歳児15名の入園者で、昨年と比べ増減なし。小学校は、51名の入学者で、12名の減となりました。中学校は、84名の入学者で、34名の増であります。標茶高校は、69名の入学者で、7名の減となりました。

在籍状況につきましては、幼稚園は、30名在籍し、昨年と比べ6名の増。小学校は、386名在籍し、30名の減。中学校は、209名在籍し、20名の増であります。町内小中学校の在籍総数は、595名で昨年と比べ10名の減となりました。標茶高校は、215名在籍で、昨年と比べ9名の減であります。

学級数につきましては、小学校が41学級で1学級の減、中学校は20学級で増減はありません。そのうち、特別支援学級につきましては、小学校が14学級で、在籍児童数42名、中学校は7学級で、在籍生徒数13名であります。

次に、教職員数であります。小学校は72名で昨年と比べ1名の減。中学校は46名で、2名の減であります。全体では3名の減となりました。

また、今年度も、教員定数加配として、通級指導等で標茶小学校へ1名、標茶中学校へ1名、指導方法工夫改善で標茶小学校へ1名、標茶中学校へ1名、知的学級と情緒学級加配で標茶小学校へ2名、初任者研修加配で標茶小学校へ1名、合計7名の特別配置をいただいております。なお、町として特別支援教育支援員を標茶小学校に5名、虹別小学校に1名、標茶中学校に3名配置いたしました。

2点目は、児童生徒が各種大会等において大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

3月9日、千歳市で開催された「第41回全道少年柔道優勝大会」に、標茶柔道スポーツ少年団の選手7名が団体戦に出場し、準優勝の成績を収めました。

3月24日から27日に、長野県軽井沢町で開催された「第14回風越カップ全日本少年アイスホッケー大会」に、標茶アイスホッケー少年団所属の標茶小学校6年松田大輝くんが釧路小学生選抜チームの代表メンバーとして出場し、準優勝の成績を収めました。

4月28日、北見市で開催された「第41回北見錬心会杯全道少年少女柔道大会」に出場した、標茶柔道スポーツ少年団所属の標茶小学校6年矢島優芽さんが、「小学生高学年女子の部」で見事優勝し、同校6年の浦川雪菜さんが準優勝となりました。また、同団所属の標茶中学校3年齊藤琉生くんが「中学生男子の部」で優勝を果たしました。

4月28日、音更町で開催された「第12回清柳杯全道少年少女剣道大会」に、標茶剣道スポーツ少年団所属の虹別中学校3年菊地悠斗くんが出場し、「中学生男子の部」でベスト8と健闘

しました。

5月18日から19日に、苫小牧市で開催された「第39回北海道少年少女空手道錬成大会」に、標茶空手スポーツ少年団所属の標茶小学校6年渡邊勝真くんが「個人形の部」に出場し、第5位の成績を収めました。

次に、環境教育活動における成果について、ご報告いたします。

4月26日、東京都で行われた第13回みどりの式典において、中茶安別小中学校が「2019年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰」を受賞しました。

この表彰は、緑化活動の推進や普及啓発に功績のあった個人、団体をたたえるもので、ことは全国で3個人10団体が選出されましたが、道内からは同校が唯一選ばれました。

同校が保護者や地域住民の協力のもと、長年にわたり続けてきた、学校林を活用した環境教育の実践が評価されたものです。

今後もさらなる活躍を期待するものであります。

3点目は、標茶町立図書館への図書の寄贈であります。

標茶町高齢者事業団から児童図書25冊（10万円相当）、標茶町ライオンズクラブから児童図書23冊（5万円相当）の寄贈をいただきました。

標茶町高齢者事業団からは平成4年度、平成6年度に続き、3度目の寄贈となります。また、標茶町ライオンズクラブからは昭和50年からことしで累計2,289冊（総額305万円相当）となりました。

ともに子どもたちの読書推進を願っての寄贈であります。心より感謝の意を表するものです。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただ今の、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第4。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6番・鈴木君。

○6番（鈴木裕美君）（発言席） 通告に従いまして伺いたいというふうに思いますが、憩の家かや沼につきましても貴重な財産であるということは、町民を含めてここに参加されている議員、理事者等々は既にご承知のことですので、肉づけ等々は省かせていただきたいというふうに思います。

3月22日、突然の休館、そして3月28日、第三セクター標茶町観光開発公社の倒産は、町内外の方々へ大きな衝撃を与えました。

その後、多くの方々から一日も早い営業の再開を、特に入浴だけでも営業をとの声が今も寄せられております。

そこで、伺います。

倒産した標茶町観光開発公社に対する管財人の整理がいつ終わるのか、町は情報を得ておりますか。承知しているのであれば、明らかにしていただきたい。

次に、町長は、これまでも早い時期に再開したいとの意向を表明されておりますが、再開の見通しはいつごろと考えるおられるのか、伺いいたします。

そして、町有財産としての憩の家かや沼の活用についてですが、これまでの検討状況について明らかにしていただきたいと思っております。

憩の家かや沼は、釧路湿原国立公園内にある宿泊温泉施設で、町民はもとより、多くの皆様から愛されてきておりました。町民の財産であるこの施設を今後も維持し、活用していくには、仮に民間に経営を委ねるにしても、例えば指定管理制度によることなど、町が何らかの形で関与できる方法をすべきと思っておりますが、いかがでしょうか。

以上で、質問を終わります。伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 憩の家かや沼の再開についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、1点目のお尋ねにつきましては、公社からの報告に基づき、お答えします。

公社が破産を申し立てた釧路地方裁判所が、関係者を招集する債権者集会在令和元年6月26日に開催され、その集会において破産管財人が破産手続の状況を報告することになっており、財産の換価・回収の結果や、破産債権に対する配当額を示すものと聞いております。

また、破産手続終結時期の一定の状況が示されると聞いております。

2点目のお尋ねであります。再開の見通しにつきましては、当社の破産が確定するまでは施設再開の方向を示すことは難しいと判断しておりまして、破産が終結し、会社が整理されましたら、再開の道筋について具体的な検討を行っていきたくと考えております。

3点目のお尋ねであります。議員ご指摘のとおり、土地、建物の所有者は標茶町でございます。釧路湿原国立公園内に存在する唯一の温泉宿泊施設でありますので、本町の観光の拠点として、また、町内外の皆さんに愛される施設として、活用を図っていきたくと考えております。

す。

4点目のお尋ねであります。憩の家かや沼は公の施設と位置づけ、指定管理者制度により運営した経過があり、現在のところは同様に考えております。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 今、お答えをいただきましたが、6月26日に債権者集会、伺っていましたが、その終結後ということですが、2番目の再開もその後に道筋をつけるというお答えをいただきましたが、やっぱりこれだけ多くの町民の方々が再開を望んでおりますから、せめて日帰り入浴でもという声が本当に多く寄せられておりますから、町の建物として、財産として、当然検討をされてきているものだというふうに私は理解をしておりましたので、その辺、今日までの経過として、検討はされてこなかったということなのではないでしょうか。まず伺いたいというふうに思います。

それから、当然活用ということで、私もここに申し上げましたように、指定管理制度、これに基づくことが一番いいのではないかとこのように考えております。というのは、仮に民間に丸ごとといただきますか、そのものを渡してしまったとしましたら、町としては何も言えないのではないかと。

指定管理制度におきましては、特に協定の締結では、第8条では、事業計画に関する事、利用料金に関する事等々が締結のことに入って、ほかにもありますけれども、ありますよね。

それから、さらに業務報告の聴取と第10条です。このことにつきましては、「指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。」というふうにごうたわっておりますから、結果として前回まで指示をしてこなかったと言われれば、そうではないというふうに否定をしたいというふうに思いますけれども、このような指定管理制度の利点がありますので、ぜひ指定管理をすると、指定管理制度にのっとるということをおも申し上げておきたいというふうに思います。前段の答えを伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

先ほど、現在、破産管財人が管理している状況でございますので、やはり私どもが施設のことについて公に例えば公表するという事は差し控えたほうがいいのではないかと、そういうふうにおもっております。

ただ、内部的には可能な範囲で調査検討を進めておりますので、破産管財人の管理が終わる時点でまた皆さんにも、どの時期かはまだ明確に言えません。というのは、6月26日の1回で終わるかどうかはわからないというふうに顧問弁護士のほうからも言われています。3カ月間で全て債権が整理されるかということは、なかなか厳しい状況も過去のケースとしてはあるというふうに伺っておりますので、少し時間がかかるかもしれないということも想定しながら、内

部的な検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、指定管理者の制度については、議員からもありましたように、現状やはり町の財産を有効にかや沼の財産を保全しながら活用していくという意味では、有効な方法だろうなど。例えばそれ以外の選択肢も、民間に売却するとか、直営で運営するとか、いろんな方法があるということは皆さんもご存知だと思うのですが、その中では一番有効にその財産を管理しながら活用できる方法で今までもやってきたという部分では、同様な考えで可能性というか、条件を整えばそういう形で皆さんにまたその手法等についてもご説明しながら進めていきたいというふうには今時点では考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） ぜひ、管財人の整理が終わりましたら、速やかに内部で協議してきたこと、調査してきたこと等々を議会のほうにお知らせをしていただきたいということ、そのことを町民の皆さんが本当に待っているのですね、再開を。ですから、ぜひお願いをして、質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 以上で6番、鈴木君の一般質問を終了いたします。

本多君。

○9番（本多耕平君）（発言席） では、私から2点について通告しておりますので、その案件についてご質問いたしたいと、このように思います。

1点目でありますけれども、質問の内容が、標茶町における農業振興地域の区域の変更のあり方を問うということで町長の所見を伺いたいと、このように思います。

農業振興地域の整備に関する法律が施行され、総則、原則でもうたわれておりますように「農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成することに並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行なうものとする。」というふうに、いわゆる原則でも記載されておることのように日本の農業は守られてきたことが過言ではないと私も思っております。

しかし、近年の目まぐるしくスピードある農業情勢の変化、また、農村集落の変化を見たとき、離農者が相次ぐ上で、農地は保全されていますが、山林、原野の未利用地をどのように保全管理していくのか、また、農村集落の活性化のためには、他産業の起業があるときなど、農業振興地域整備計画にある基礎調査のあり方、おおむね5年とある第12条省令をどのように町長として考えておられるのか。私は、緊急性のある事業については、随時変更調査ができるように農水省に求めるべきと考えますが、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 標茶町における農業振興地域の区域の変更のあり方を問うの

お尋ねであります。ご案内のとおり、農業振興地域の整備に関する法律で規定される市町村農業振興地域整備計画は、食料生産の根幹となる優良な農地を保全・確保するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画であります。

また、農業振興地域内の農用地区域の設定によって、本町の農業の生産基盤の基礎である農地開発や土地改良事業等の各種事業が実施されており、現在、第4期対策の最終年であり、中山間地域直接支払制度の事業対象地として本制度を有効に活用し、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続し、地域の活性化にも結びつけているものであります。

議員お尋ねの山林原野の未利用地をどのようにに保全管理するかについては、農用地区域の設定方法としては、山林原野のうち調査当時の用途が混牧林地として活用しているものは原則農用地区域として設定しております。また、現状、農業的利用の見込みのない山林原野については、農用地区域外として設定しております。基本的には、おおむね10年を見通して、農業上の利用を確保すべき土地及び農用地区域内の農業上の用途をしている計画ですので、その計画をもとに進めていくものと判断しております。

しかし一方では、議員ご指摘のように、とりわけ農業以外の利用が規制される区域でありますので、情勢の変化に適切に対応する観点から、平成11年の法改正により、おおむね5年ごとに基礎調査を実施し、農業振興の方向及び整備計画の再検討を行い、必要な場合は整備計画を変更しなければならないこととされております。

そこで、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2では、おおむね5年ごとに基礎調査を行うこととされている基礎調査のあり方と、おおむね5年をどのように考えるかというお尋ねですが、基礎調査については、法で定める農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、人口規模及び農業生産並びに農業生産の基盤の整備状況、農用地等の保全及び利用の状況、農業の近代化のための施設の整備の状況、農業従事者の農業以外への就業の状況、農業従事者の生活環境を確保するための施設の整備の状況、農業を担うべき人材の育成及び確保の状況並びにこのための施設の整備の状況、森林の整備及び林業の状況並びにその地域の特性に応じて市町村整備計画策定上必要と認められる事項を調査することとされておりますので、それらの資料収集を行うこととなります。

この収集する資料につきましては、国勢調査、農林業センサス、都市計画法などの各種調査結果を収集しなければならないため、現行の市町村計画を作成するための指針に基づく、基礎調査に必要な資料の調査間隔と同様の間隔である5年が適当ではないかと判断しております。

また、緊急性のある事業については、随時変更調査ができるように農林水産省に求めるべきというお尋ねであります。本町のみならず、道内の他市町村でも緊急性のある事業計画が浮上した場合に、現行法では変更できない事案もあるため、本年5月23日に開催されました北海道町村会定期総会の本年度の政務活動方針の農林水産に関する事項では、農地の活用に当たって農振法における農振除外などの手続に多大な時間や手間を要していることから、簡素化を図

るとともに、農用地区域に係る除外要件を緩和することを要望事項としておりまして、今後についても機会あるごとに制度見直しを訴えていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○9番（本多耕平君） 町長、ありがとうございます。

実は、私も、いわゆる振興地域の整備ということで、担当の農林課のほうにいろいろとお話を伺いました。さらに、法律についてということで、資料を用意してもらいました。実は、これが全部なのです。このA4の約四十数ページになっておる、法については第3段にいろいろ分かれているわけですが、とつても私もこれを短時間の中で勉強することはできませんでした。町長も今お答えになられましたけれども、失礼ですが、大変その内容についてはいろいろな面から、いわゆる農業の振興地域を守っていくのだということと同時に、産業の保全あるいはまた農地法と絡んでの農業委員会とのやっぱり綿密な連携も、この農振の中には必要でございましょう。

私、質問の中で要約して、実は質問をしたところであります。ご案内のように、再度繰り返しますけれども、今、目まぐるしく農業がどんどん変わっていています。変わっていている内容は、やはり集落を見ても、農業を見ても、大型化あるいはまた集落の滅亡的なことを考えるときに、本当にいわゆる農振の中で地域が整備されていっているのだろうか。実は放置されていっているのではないかというのが、実は私は大きな心配をしているところで、このような質問をしているところです。

この中に簡単に、農振の中に、省令に出ている第12条の中に、おおむね5年でもって区域の見直しと申しますか、計画を組んでいくのだということがありますけれども、ご案内のように、農家の場合には、かなりこの振興地域の整備に関する法律の中で、除外することは安易と申しますか、短時間の中でできることになっています。今でもできています。1年か2年で農振の中から除外をして、設備ですとか、いろんな農業に関するものの除外をしながら利用していくということが出来るわけですが、一度離農してしまいますと、町内にも多くの離農したところがございます。その中で宅地も含めて分筆をして、農地についてはあっせんて売買しています。

しかし、残っているあの山林原野、うちの周りに、住宅の周りにやはり1ヘクタールとか5ヘクタールとかが残っている。そこが全く農振の網にかかっている関係で別な事業ができないのだというような、いろんな今回お話を住民の方から聞いています。

そんなことも含めて、それを短時間の中で、短期間の中で農振の中から除外していく、そういうやっぱり、先ほど町長のお答えにも、全道の中でそういうものを、農振の要望を出しているのだということもありますけれども、平成28年度に第5条の転用も含めて農地法の中でかなり権限が移譲されました。それはご案内のとおりでありますけれども。そういうことも含めて

農業振興という意味では、この農振の整備という法律は大事でありますけれども、地域をさらに発展させていく、滅亡させないという観点から立てば、ある意味では、この法律が足かせになる部分が私はあるのではないかなという気がするのです。

そういう意味で、私は、おおむねということをもっと引用できないものかと。短時間の中で、1年とか2年の中でできないものか。この議事録が残る中で、議会の中で農水ももしかすれば簡単な町長の答弁をおっと思って聞くかもしれませんけれども、それがこのような過疎化していく農業、農村地帯を活性化させるといいますか、元気にしていくような、いわゆる地域づくり、土地の有効利用というものを私はいま一度町長に訴えて、私の質問を終わりたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 本多議員の今回の質問の趣旨は十分ご理解していただきまして、私のところにも直接、農振の変更、町長だと簡単にできないのかというふうに私の部屋を訪ねてきた方もこの半年間の中で2件ほど実はありました。離農した後の農地をやはり住宅周りを含めて有効に活用していきたいということなのだろうと思うのですけれども、ただ、いかんせん、おおむね5年という縛りの中では、今現状ではどうしようもできない。ただ、申請等の手続の中で少し、うまく一月でも二月でも早く手続を済ませるとか、そういったことについては今できているのかなと思うのですけれども、できるだけ、こういうものが実現するように、北海道町村会もこれをまとめて、また、その後、役員等がそれぞれの部会ごとに農水とかに直接要請に行くというふうになっていきますので、そういった活動に対して私も積極的に協力してまいりたいというふうに考えていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） というように、町長お答えのように、難しい法律の中での整備ということでもありますから、ただ、私は、再度繰り返しますけれども、この農業振興地域の整備、いわゆる区域というのは、やはりこれは守っていかなければならないだろうと。無秩序な開拓ですとか開墾なんていうのは、やはり避けていただきたいです。避けるべきだと思いますし、ただ、どうしても、でもやっぱり地域を振興させるという意味では、もう少し幅の広い考え方を持った法律の改正なり、あるいはまた省令等をぜひ今後も道なり国なりの要請を続けていっていただきたい、このようにお願いをしたいと、このように思います。

続いて、2点目の質問をしたいと思います。

質問を要約いたしますと、国道272号線の道路の規格は住民の理解を得てやっていただきたいのだからということで、ご質問をいたしたいと思います。

近年、釧路管内における道路網整備が進み、道東道、釧路外環状、さらには国道272号線の高規格道路が改良中で、物資の高速化など地域経済に及ぼす影響は限りなく大きくなっていると考えます。

しかし、反面、272号線の道路の規格のあり方によって、農作業車の移動が道路交通に支障

があることも事実であります。特に、阿歴内地域の道路構造には中央分離帯があり、作業車が走行することにより渋滞を起こしております。対面交通にはならないものかなど、問題解決のため地域住民との説明会を開くべきと考えますが、町長としてのお答えを、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 国道272号線の道路規格についてのお尋ねにお答えいたします。

国道272号線、釧路中標津道路につきましては、釧路・根室圏域の内部を縦断し、根室管内の中心都市である中標津町を經由し、釧路市と標津町を結ぶ地域高規格道路であり、釧路港と農村圏を結ぶ物流ルートとして農業関連資材搬送と生乳輸送を担う大きな重要な路線となっております。

標茶町内における釧路中標津道路の整備につきましては、阿歴内道路、阿歴内から北片無去の延長5.4キロメートルが平成25年3月19日に供用が開始され、平成31年3月9日に上別保道路、釧路町上別保原野と阿歴内の7.8キロメートルが開通しており、阿歴内道路、阿歴内—東阿歴内間と雷別道路、北片無去と中茶安別間については早期整備を目指し、期成会を通じて要望活動を行っているところであります。

議員ご質問の阿歴内地域の道路構造は、中央分離型であり、作業車が走行することにより渋滞を起こしていることから、対面通行にならないものかとお尋ねでございますが、阿歴内道路は、正面衝突事故の発生割合が全道の平均と比べ約3倍高かったことから、線形や起伏なども鑑み、正面衝突による交通事故対策として中央分離帯が設置されているところでございます。

また、当該区間の車道と路肩につきましては、災害時等の緊急活動や車両の通行の妨げとならないように、仮に大型車が事故して、停車していても、大型車がすり抜けできる幅員を確保されているところであります。

現道路区間での具体的な事案による危険箇所や要望などについては、課題を把握しながら道路管理者としっかり調整しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○9番（本多耕平君） 国道でありますから、町道と違っていろいろな問題がございます。道路交通法あるいはまた車両交通法等のいろいろな、先ほどの農振の例ではありませんけれども、国を相手にしたお話でありますから、事情は十分理解したいと思っておりますけれども、ただ、中標津のほうに行きますと、ご案内のように左右両方の作業道といいますか、副道がついておりますし、地元の住民の方によりますと、昨年、一昨年あたりは大型作業車が、農業作業車が走ると渋滞を起こすので、わざわざ町道を通って迂回して交通を妨げないように通行しているのだというような、そんな苦しい事情も聞いております。

今のトラクターも、時速はおおむね35キロ以下というのが制限されております。以上になる

と、車検をとらなければならないということもありますから。という意味では、渋滞ということが非常に地域住民にとっても作業する者にとっても大変ですし、一般車両の方についても、やっぱり分離帯になっていることによって作業域も大きいわけでありますから、追い越すわけにもいかないということで、大変渋滞というのは、これからやはりぜひ行政としても考えていただきたい。当然、道路交通法あるいはまた道路の規格もいろいろあるかもしれませんが、さらなるスムーズな運行あるいはまた作業ができるようなことをぜひ住民に理解を得られるようなことで話を進めていただきたい。

お聞きいたしますと、阿歴内等については取りつけ道路ですとか、あるいはまた中央分離帯をどこで作業域があるいはまたトラックが入るかというようなことも住民との懇談会もしたようであります。ぜひとも、これから中標津に向かっての高規格道路が先ほどの期成会でもお話が出ているように伸びていくかと思えます。そんな中ででは、ぜひ住民の方々に理解を求められるような規格構造にさらなるご努力をお願いしたいということを私からここで最後をお願いをして、町長にいま一度お話をお聞きしたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、議員のほうから、特に近年、大型の機械が多くなっている、外国から輸入された大型の機械がやっぱり酪農地帯で活用されているということを含めて、ただ一方で地域高規格道路という国の基準があって、その中で最大限、例えば幅員を大きくしたり、例えば譲り車線を多くしたりという、いろんなことをやっていただいているのかなと思えますが、その辺を含めて、また改めて地域の要望を含めて道路管理者のほうに伝えながら協議を進めていきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

（「終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で9番、本多君の一般質問を終了いたします。

11番・鴻池君。

○11番（鴻池智子君）（発言席） 11番、鴻池です。

初めての質問となりますのでちょっと緊張しておりますが、まず初めに、出産前後の国民年金保険料免除の取り組みについてということで、町長にお伺いしたいと思います。

自営業者やその配偶者などが加入する国民年金では、4月から出産前後の女性の保険料を原則4カ月分免除する制度が始まりました。免除中は保険料を納めた期間として扱われ、将来の年金額が減額されなくなる。対象者は出産月がことしの2月以降の女性であり、所得制限がなく、年間20万人が該当する見込みとの報道があったことから、以下についてお伺いいたします。

本町の対象者が免除を受けるためには、どのような申請手続が必要か。また、出産後の申請手続も可能か。双子など多胎妊娠についての免除期間はどのようなか、あわせてお伺いいたします。

未来の標茶町を担う宝とも言うべき赤ちゃんと子育て世代に対し、町広報や町のホームページ等で対象者がわかりやすく積極的な周知を図るべきと思えますが、町長のお考えをお伺い

たします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員の出産前後の国民年金保険料免除の取り組みと周知についてのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国民年金法の改正により、平成31年4月1日から国民年金第1号被保険者の出産前後の国民年金保険料が免除される制度が始まりました。

制度の内容といたしましては、出産予定日または出産日の属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されるというものであり、当該期間は保険料納付済期間に算入されることから、将来受給する老齢基礎年金に反映されるというものであります。

1点目の免除を受けるためにどのような申請手続が必要かとお尋ねにつきましては、出産前の場合は所定の届け出書に出産予定日がわかる書類を添付し、申請することになっておりますが、出産後につきましては、本町で出産日等が確認できる場合は届出書のみの提出で申請が可能となります。ただし、子と別居している場合は、住民票等の添付が必要となります。

また、双子などの多胎妊娠については、出産月の3カ月前から6カ月間の免除期間となります。

2点目の町広報誌やホームページで積極的な周知を図るべきとお尋ねにつきましては、まず本町の現状といたしましては、国民健康保険の被保険者が対象となることから、出産育児一時金の申請の際に、本制度内容について説明をした上で、同時に申請手続をしていただくよう配慮しているところでございます。

いずれにつきましても、議員ご指摘のとおり、子育て支援や少子化対策の観点からも、対象者はもとより多くの方々にこの制度を理解していただき、安心して子供を産み育てる環境を備えていくことは、本町の未来を考える上でも大変重要であると考えておりますので、今後、町広報誌やホームページなどを活用しながら、積極的に周知していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） ありがとうございます。

ポスターにつきましても、役場の係のところには1枚張ってはあったのですが、大変見づらく、気がつかなかったという人もたくさんおりました。ポスターにつきましても、町立病院の産婦人科とか、ふれあい交流センター等にも張っていただき、積極的な周知を図っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 答弁は。

（「答弁求めな」の声あり）

○11番（鴻池智子君） これについて町長、お願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

ただいま鴻池議員からご指摘のありましたポスターの掲示等につきましては、今現在、役場の住民課年金保険係のカウンターのところに張っているということで、若干下向きでございますので、見づらいという指摘はご理解いたしております。

今後とも、ふれあい交流センター、それから町立病院等々にポスターの掲示をしてまいりたいというふうを考えております。基本的には、該当する方が特定されるということもございまずので、なるべく窓口で積極的にそういったような勧奨を図っていきたいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） ありがとうございます。では、積極的な周知をお願いいたします。

次の質問に移ります。

災害備蓄品に国産の液体ミルクの導入をすべきと思います。

熊本地震からわずか3年で、お湯に溶かすことなく、哺乳瓶に移しかえればそのまま赤ちゃんに与えられる便利な液体ミルクが国内で製造が認められ、3月11日より販売が開始されました。本町でも過去に自然災害による避難指示を経験いたしましたことから、以下についてお伺いいたします。

女性の社会進出が進む北欧を先頭に、液体ミルクは海外では広く普及をしています。赤ちゃん用ミルクの販売割合は、フィンランドでは92%、スウェーデンで47%、スペイン、フランス、ロシアでも3割を液体ミルクが占めている。本町においても、災害時の備えとして赤ちゃん用液体ミルクの導入配備も必要と思うが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、液体ミルクの効果は、災害時に備えることと同時に、女性の社会進出を助け、男性の育児への参加を促すものであり、本町においても赤ちゃん用ミルクの普及も必要と考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員の災害備蓄品に国産の液体ミルクの導入をすべきとのお尋ねにお答えいたします。

災害時において乳児へのミルクを与えるためには、清潔な水や粉ミルクを溶かすための一定の温度のお湯の確保といった粉ミルク調製上の課題や哺乳瓶や乳首の消毒、さらには手洗い用の水の確保など、衛生面についての課題があります。

国では、熊本地震を契機に、乳児への栄養補給策として、平成30年8月に乳児用調製液体乳（液体ミルク）の強化基準を策定し、特別用途商品の表示許可等についての一部改正を行い、本年3月に液体ミルク2品の表示を許可し、現在2社から市販されております。

災害用の備蓄に関してですが、液体ミルクを備蓄することにより、先ほど粉ミルク調製上の課題の解消につながるものと考えられます。

その一方で、粉ミルクと違い、割高であることと、保存期間が粉ミルクの1年半に比べ、紙パック製で6カ月、缶製だと1年となっており、更新サイクルが短くなりますが、避難生活の安全・安心度を高めるという観点から総合的に考えると、乳児用の必要なミルクのうち、清潔で熱いお湯の確保が困難となる可能性のある災害発生後二、三日程度の分の量を液体ミルクとして備蓄する方向で検討を進めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の本町における液体ミルクの普及の必要性に関する考え方のお尋ねですが、液体ミルク先進地の欧米諸国では、結果的に女性の社会進出や男性の育児参加の一助になったものと紹介されていますが、一方、我が国においてはでき得る限り母乳による育児が推奨されているのも事実でありますことから、当面は適切な情報提供の中で個々の保護者の判断に任せるべきと考えるところでございます。

ふれあい交流センターで行う乳児健診等におきまして、これまでのところ、液体ミルクに関する質問を受けたことはございませんが、質問があった場合には的確に対応できるよう、職員間で情報共有を図っているところであります。

また、外出時や緊急時などのケースによっては、その利便性が有用なこともございますので、適時情報提供を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 済みません。

ただいまの町長のお話は、本当にわかりやすくありがたいと思います。

液体ミルクの賞味期限は本当に常温で1年とされておりますので、賞味期限の近づいたミルクに対しましては、今の備蓄同様に保育園で日常の保育に使っていただく、また、使った分だけは補充するというローリングストックと言われる手法で使用が可能とされますので、この点についても導入に向けての検討ということで、町長にもう一度お伺いをお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） 検討の実務サイドということで、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今の議員からローリングストックということでご紹介がありましたけれども、今考えているのは、まさしくそのような手法を用いて備蓄品の無駄のないようにやっていきたいというふうと考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） ありがとうございました。

ぜひ導入に向けての検討を希望いたしまして、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、鴻池君の一般質問を終了します。

8番・深見君。

○8番（深見 迪君）（発言席） 8番、深見です。

多くの町民と解雇された従業員の切実な願いでもある「憩の家かや沼」の開業を一日も早く行うべきとの思いから質問いたします。

「憩の家」の早期開業は多くの町民の願いでもあります。町民の願いは町長に届いているでしょうか。

また、その点について町長はどのように捉えていますか。

標茶町観光開発公社の破産により、本町の損害金額はどの程度になると推計されますか。

3月の時点で町長は補正予算を提案し、議会の同意が得られず否決されました。その後、8月までの宿泊予約は960人もあったと聞いています。入浴も昨年4月から12月までの利益が月90万円を超えていたと決算の中で明らかになっていましたが、町長は1,000万円の補正予算の投入で経営は改善されるとの見通しはあったのか伺います。

「憩の家」を閉めることなく経営を続け、そうしながら、より健全で確かな経営能力を持つ民間経営者の導入などを探っていくという方向は正しかったと今でも思いますが、改めて町長の考えを伺います。

現在、「憩の家」の経営に対して民間のオファーは来ているのか伺います。

破産の前に、3月22日、突然従業員全員の解雇を通告しましたが、町もかかわっている第三セクターでもあり、町の責任もあると思いますが、いかがですか。

また、突然解雇された従業員の生活が今どのようなになっているか、状況をつかんでいますか。

雇用の拡大、人口の減少を食いとめるという本町の目標から、また、住んでいてよかった、これからも住み続けたいという町の町政理念から見ても、突然の大量解雇は、道義的、社会的責任があると考えますが、町長はどのようにこのことを考えていますか。また、不当にも突然解雇した従業員についてその責任の一端を町も担っていると考えますが、町はどのようにその責任を果たそうとしているのか、具体的に伺います。

「憩の家」を一日も早く開業してほしいという多くの町民の強い要望があります。町民の中でも早期開業を求める署名運動も行われていますが、当面、3月の時点で町長が提案していた宿泊と入浴部門だけでも直ちに直営で開業すべきと考えますが、いかがですか。

また、施設の維持管理は現在どのように行っていますか。私は、管理人を置き、再開に向けて備えるべきと考えますが、どうですか。

憩の家閉鎖直前にも入浴チケットを購入した人がいました。その他の面も含めて、これらの補償は何らかの形ですべきと考えますが、町長の所見を伺います。

以上。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 「憩の家かや沼」の早期開業をのぞきにお尋ねにお答えいたします。

まず、1点目のお尋ねであります。憩の家かや沼の休館後、早期再開を望む要望は署名などにより町内外の多数の方から寄せられております。このことは、憩の家が町民にとっていろんな意味で誇りと愛着を持って支えられていたことのあらわれと感じております。憩の家かや

沼が再び多くの皆さんの笑顔あふれる施設となるよう、再開に向け最大限の努力をしていきたいと思っております。

2点目のお尋ねであります、町の損害額につきましては、6月26日開催の債権者集会で明示されると思っておりますが、最終的な額は確定しておりませんが、貸付金の3,000万円、公社株券の1,594万円、それに金額が未確定の法人町民税と入湯税の町税が計上されるものと理解しております。

3点目のお尋ねであります、3月議会での提案は、公社が再度の経営危機を迎えたことから、これまでの経営体質で公社を存続しても赤字を解消する見込みが低い点、さらに新たに招聘した支配人が一身上の都合で3月末をもって退職することになったという突然のアクシデントなどから、公社みずから憩の家の運営は困難と判断し、ソフトランディングの方法を検討し、5月の大型連休まではほ満館の予約をいただいていたこともあり、利用者の信頼を維持することが将来の憩の家かや沼及びその運営者に対し果たすべき責任と考え、そこまでの運転資金とその後の特別清算費用を合わせて1,000万円の支援を町に求めてきたところによる提案でありますので、ご理解をお願いいたします。

4点目のお尋ねであります、施設の所有者としては、指定管理者の変更はやむを得ないものとしても、長期休業や運営主体の経営破綻は、お客様相手の仕事ということからしてできるだけ避けたい、だからこそソフトランディングの手法を提案させていただいたところでありますし、そのときはそれがベストの選択だったと考えております。

5点目のお尋ねであります、これまで数社から運営に関心を示していただいているところでもあります。

6点目のお尋ねであります、公社としては、事前予告もなく3月22日当日の解雇通告という、従業員の皆様には本当につらい思いをさせてしまったと思っております。しかし、破産申し立ての判断は、せめてもの雇用者責任として解雇予告手当を確保した上で、国の救済制度も活用する中で従業員への支払いをするために、やむを得なかったものと説明を受けております。町としては、観光商工課が雇用対策担当の立場から、従業員への再就職への支援として求人情報の提供や個々の相談に応じており、再就職を希望するそれぞれの方へ対応を続けております。従業員の状況ですが、従業員16人中パートが4人で、恒常的な従業員は12名ですが、恒常的な従業員中6人が再就職されており、1人が面接結果待ちの状況であります。

7点目のお尋ねであります、雇用の拡大、人口の減少を食いとめるという政策課題からすると、今日の公社の破綻はできれば避けたかったところでもありますし、住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづくりという点でも大変残念なことでありますが、公社に解雇された従業員の方々につきましては、先ほどお答えしましたが、再就職希望の方についても継続して求人情報の提供や個々に相談に応じてまいりたいと考えております。

8点目のお尋ねであります、早期再開につきましては、現在、公社の破綻処理が確定するまでは、施設再開の方向性を示すことは難しいと判断しておりますし、施設の老朽化に伴う計

画的な改修を行う時期にも来ていたことから、新たな管理者の選定とあわせ検討する必要があり、再開にはある程度の時間を要するものではと考えているところであります。

施設の維持管理につきましては、外灯や浄化槽並びに温泉のポンプ等の電気代経費、施設周辺の草刈り、防犯上の警備体制のため、機械警備や防犯カメラによる監視体制により管理しているところであります。

9点目のお尋ねであります。町がその債務を引き継ぐというのは、難しいと思っております。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 鈴木議員の質問の答弁もありましたので、できるだけ重複を避けて再質問したいと思います。

まず、町長が3月の時点で1,000万円の補正、これを提案しました。しかし、否決されたわけですね。だけれども、今、伺いましたところ、株券、貸付金含めて、これは入湯税とかその他のことも入れますと、4,500万円をはるかに超える損害、損失になるということですよ。そういう意味では、あのとき私は1,000万円の補正で何とかソフトランディング、5月のゴールデンウィークを乗り越えて、そして、そのまま経営を続けることがベストだったなというふうに思っています。これは議論しません、町長がそういう提案で否決されたわけですから。だけれども、今改めて結果として数字を見たときに、やっぱり1,000万円の補正を通すべきだったなと議会人の一人としても私は感じています。

民間経営の問題は、これは横に置いておいて、解雇の問題ですね。これの責任をどうするかという話なのです。

町長は、再就職について何とかできる限り対応していきたいと。現実に対応もしているというお話をされたわけですが、解雇されたのが3月22日だったのですか、あれから、4月、5月、もう相当たっていますよね。既に失業も切れている方もいるというふうに思うのですけれども、これ生活、路頭に迷うという言い方が正しいかどうかわかりませんが、そういう状況になっている解雇された方々がいるのではないかと思うのですが、そういう実態は把握していますか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） 解雇された住民の方への対応ということで私のほうからお答えしたいと思いますけれども、現在、確かに失業手当が切れている方もいらっしゃって、その方とも連絡はとっていますけれども、その方も自分自身の状況等を勘案して、今後の就職については方向性をという話をしてはおりまして、そういう状況の中で、町内での求人情報等はご本人に流しながら、本人の選択で今、考えているというような話をされているのと、あともう一人は、ある程度高齢の方がいらっしゃって、年金等は出ているということがありますけれども、その方も求人情報を見ながらご自身で判断していきたいというふうに聞いているところ

でございます、あの方には失業手当がまだもらえているので、そういう状況の中で考えていきたいというふうには確認しているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 私は、会社が解雇したわけ、破産したわけですから、これは法的に言えば、私もよくわかりませんが、なかなか複雑な問題を含んでいると思いますけれども、しかし、町が大きくかかわっている三セクの事業でありますから、解雇されて失業も切れて、そういう方へのやっぱり責任というのかな、町としての責任はきちっととるべきだというふうに思うのです。標茶町がかかわってそういう人たちを出すというのは、本当に町の理念からいっても、道義的、社会的責任からいっても、これは看過できない問題だと思うのですよ。今、かかわっているという話を聞きましたけれども、本当にその人たちが満足のいくようなかかわり方をしているのか、解決の仕方をしているのか、面倒をきちっと見ているのか、このことについては、そういうことはやっているというふうに責任を持って言えますか。いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） 現在、再就職されていない方に対しましては、適時その情報等を共有しながら進めていっているというふうに思っております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） これは町長に答えてほしかったのですけれども、町の理念にもかかわる問題ですから。これから町長は三セクで再開させたいと強い熱意を持っているわけですから、今後の問題でもあるわけですから、そういう点では今の……

（「訂正を」の声あり）

○8番（深見 迪君） 今の課長の答弁では、解雇された人たちが今実態どうなっているのかというのがさっぱり見えてこないのですよ。これはやっぱり町としても大きな責任がある。もっと熱心にそういう人たちの実情を把握して、相談に乗ってやる。そして、これは失業をもらっているからいいだろうという話ではないですから、あそこで働いていたわけですから。だから、当然あそこでまた働きたいという意欲や、そういう考えを持っているというふうに思うのです。そういう人たちの立場に町はやっぱり立つべきだと。もっと熱心にその問題について考えて行動を起こしてほしいというふうに思いますよ、私は。その点どうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 現在、解雇された方々の対応については担当課長から説明あったとおりでございます、現在、町として一般住民の方を含めて、町は今、人材不足という状況がかなりあちこちのセクションでございますので、そういった情報についての確にご提供しながら最大限努力をしているということでご理解をいただきたいと思いますが、先ほど深見議員から第三セクターでという考えの話をされましたが、現在その考えについてはございませんので、その件については訂正願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 最後の点については訂正します。

私は、解雇をされた人たちに対する町の努力がまだ足りない、不足していると。もっと親身になって相談に乗ってやるべきだということを訴えたいのですよ。その点について、今、町長、頑張っているつもりだというふうに言いましたけれども、まだまだその人たちの立場に立ったら不足していると思うので、これはぜひ強く要望しておきたいというふうに思います。

それで、もう一点、直ちに開業という問題については、先ほど鈴木議員に対する答弁でもありましたので、これはやめます。

施設の維持管理の問題なのですね。私、ちょうど町議選挙の告示前に行ってきたのですね、どんなふうになっているのだろうなど。そうしたら、深見議員の姿が全部防犯カメラに映っていましたがと言われましたけれども、選挙の告示になって、公報カーに乗っていたわけですが、また行きました。たしか告示の3日目当たりに行ったのですね。そうしたら、裏の露天風呂のあの分厚い壁がありますよね。そこでの一角に多分従業員の方が清掃か何かに入るドアみたいな、それも分厚い、これが倒れていたのですね。中をのぞきましたら、ライトアップ用のライトの外側のガラスが割れていました。すぐその場で役場に連絡して、次の日また公報カーで、映ってもいいやと思って行ったら、応急処置がすぐされていました。二、三日前に行ったら、応急処置ではなくて、多分もとどおりの姿にきちっと戻っていたと。ただ、私は、あの分厚い露天風呂の塀の一角が倒れたというのが、あれ、閉鎖してわずか1カ月ぐらいの間ですよ。もう人がいなくなるということはこういうことなのだなということをつくづく感じました。

それで、確かに町長が言われるように、法律的な問題もあって、裁判所の問題もあって、破産管財人の結論を待たなければならないという部分もありますけれども、建物は、施設は町の施設でありますから、これが崩れないように管理人をきちんと置くと。防犯カメラ、今、あなたが映っていたよと言われましたけれども、これ何かあってから防犯カメラで犯人を捜したって何にもならないわけですから、そういう意味では施設の維持管理、これは人を派遣して当面、破産管財人、裁判所ともお話をしながら、何とか維持管理のために清掃とか、それからあそこに寝泊まりするとか、何人か派遣して私は再開に向けて備えるべきだというふうに思うのですが、これは不可能なことなのですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） 実際の維持管理の関係ですので、私のほうからお答えしたいと思います。現在は防犯カメラのほかに防犯上の対策としては、24時間体制で機械警備というような形で対応してございます。外部からの侵入等がありましたら、即座に警備会社が駆けつけて、その対応をします。その際には町にも連絡が来てというような形の中で、今現在は体制をしているということでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） その体制というのは、例えば学校でもそれやっていますよね。やっていますよね。でも、それは、毎日学校を開いた上で、夜間、人がいないときにそういう体制をしくのですよ。だから、学校の場合の建物は、そんなに壊れるような、そのために壊れるとかいうことではないのです。だけれども、あそこは24時間いないわけですから、そうではなくて人がいるようにしてくれと、そういう管理の仕方を維持すべきだというふうに私は提案しているわけで、それについてはどうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、担当のほうから警備の関係についてはお話ししましたが、実は人の警備についてはかなり高額な、もちろん担当のほうで試算をして警備会社から見積もりをとったりいろいろ比較したのですが、かなり高額な予算が必要だということもあります。

当面は、機械警備でやりながら、この後もどのくらいの期間、例えばこういう状況が続くのかとか、今後の部分もありますので、それについては深見議員からのご意見については貴重なご意見だと思っていますし、そういう人がいることによって安全管理が的確になるというのは、もちろんそうなのですけれども、その辺については引き続き検討させていただきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 検討していただくということなので、いいと思うのですが、要するに、警備会社に頼まなくたって、今まで雇っていた方がいるわけですから、なれている方が。その方々に掃除とか、それから日常の管理とかをしていただければいいので、検討するという事なので、ぜひ努力していただきたいと思います。そういうことが可能かどうか裁判所、破産管財人、弁護士とも相談しながら、ぜひ進めていっていただきたいと思います。わずか1カ月であんな状態になるわけですから、人がいないと。そのことをぜひお願いしたいというふうに思います。

最後なのですが、これ前の日に従業員の方が次の日に解雇されるなんて知らないものだから、前日にチケットを売っているのですよ。そういう方もいるのですね。これもまたちょっとひどい話だなというふうに思うのですが、あちこちで聞きます、持っているチケットはどうするのだと。さっき町長、どうにもできませんと言いましたけれども、それは余りにも冷たい回答であって、確かに法的にはそういうことに、私もそうやって答えました。破産したので、これはもう紙くず同然ですよ。だけれども、町を信じて、それから憩の家を愛して、そして購入したチケットではないですかと。これはなくさないで持っていてほしいと。いつか町が必ずそれに見合うような補償を必ず標茶町だったらしてくれるはずだというふうに私言いましたよ。

もっと言えば、去年、産業まつりのくじで入浴券が当たった家族もいるのですよ。私、選挙のとき話ししていましたら、珍しいことに子供連れの若い夫婦がずっと立って聞いていてくれるのですね、これ珍しい話なのですけれども。終わったら、実は去年の産業まつりで当たったのだと、1等賞ね。入浴券なのだ。これ、その年にすぐ行けばよかったのだけれども、行かないでことしまで持ち越してしまったのだけれども、まだ大丈夫だろうか。これも私はその

場で、破産したので形としてはだめですと。だけれども、産業まつりというのは、町の大きな行事でもあるし、そういうところでせつかく当たったくじでありますし、これは町が何とかそれに見合うようなことを考えてくれるだろうということで、それも大事にとっておいてほしいと。仮に万が一だめであっても、ある意味いい記念になるから持っていたほうがいいのではないですか。あした解雇されるということを知らない従業員が前日にチケットを売る、数日前にチケットを売る、そしてそのチケットが全部だめになりますよなんていうことを天下の標茶町がすべきではないと。これ、ぜひ考えていただきたいということを言いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

先ほどは、建前としてそういう回答をさせていただきました。会社が倒産するということは私はそういうことだと思っていますし、実は3月の補正予算等で説明して、さらにその前に全員協議会をやったときに、なぜソフトランディングさせてほしいということをおもひが一つの一番その当時のベストな選択肢でやったかということは、もちろんゴールデンウィーク中の宿泊のこともお話をしましたけれども、そういった入浴券持っている方も含めて、一定期間ソフトランディングの時期を明示しながら特別清算をすれば、例えばこういった入浴券の問題、それからある方から町内の債権者にだけ何とか支払いできないのか、そういうことも全て解決できた上で、そういう形で憩の家を清算できる、そういう提案だったのです。それを議会で認めていただけなかったのも、結果こういう判断をせざるを得ない、そういうことでありますので、とりあえずは今時点では、まだ使える状況とか再開のめどについて、どういう形で再開するとか、そういうのが一切決まっていないので、現状では困難ですという答弁をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） それは理解できるのです、現状では困難だという。私もそういうふうに言いましたから、その人たちにね。だけれども、町として、その問題については今後やっぱりきちっと頭の隅に入れて、それらが全部整理した暁には考えていただきたい、検討していただきたいということを、ぜひ要望したいなというふうに思います。

2つ目の質問に入ります。

2つ目の質問は、塘路駅横の「ウォーキングマップ」看板、これはもう既に課長も見てわかっていると思いますが、ほとんど真っ白の状態、かなり大きな看板ですけども、真っ白な状態で地図とは言えない。写真を持ってきましたけれども、ほとんど見えない状態なので、これはちょっと標茶としても恥ずかしいなと。早急に改修すべきと考えるのですが、いかがですか。

それから、サルボ・サルルン展望台に向かう小さな案内板、これも4カ所ぐらいですか、比

較的新しくて、かなり詳しい内容になっています。だけれども、結構小さいのです、すごく。だから、入り組んでいて、なかなか見づらいと。それで、何かもっと、例えば博物館やサルボ展望台や、それからエコミュージアムセンターとか、そういうところに、キャンプ場とか行けるようなわかりやすい看板をぜひつくっていただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 塘路駅前横の「ウォーキングマップ」看板の改修をのぞねにお答えいたします。

まず、1点目のお尋ねであります。議員ご指摘の看板は、平成11年度に既存の観光案内看板の内容が実態にそぐわない部分が出てきたことと、塘路地域振興会が塘路地区のウォーキングマップを新たに作成したことから、このウォーキングマップをもとに観光案内看板を作成したものであります。

看板は盤面を保護するラミネート加工を施工しておりましたが、設置から20年余り経過し、色あせて見えない部分もあり、多くの観光客が訪れる塘路地区でありますので、わかりやすい観光案内のため、改修に向け検討したいと考えております。なお、改修に当たっては、塘路地区振興会と連携を図りながら進めていきたいと思っております。

2点目のお尋ねであります。議員ご指摘の看板は、昨年、博物館のオープンに伴い設置した看板であると思っております。既存の看板も含め、観光客の方々に効果的にわかっていただくような案内看板を総合的に検討していきたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 再質問はありません。

ぜひ、これからシーズンでもありますので、早急に実施していただきたいというふうに思います。

次に、保育園、幼稚園の保育料、あわせて無料になりました。本町には、塘路にひしのみ保育園、沼幌に沼幌へき地保育所の2カ所のへき地保育所があります。保育所、幼稚園の保育料無料化が実施されましたが、この施策にかかわって質問いたします。

国の保育園の給食費は、これはちょっと間違っているかもしれませんが、おおむね1食230円、1カ月にして4,500円くらいと聞いています。本町の場合、今まで保育料金として一括して徴収していましたが、給食費としてはどの程度の金額と推計されておりましたか。

冒頭述べましたように、保育園保育料、幼稚園保育料が無料化となりましたが、この無料化の中には給食代も入っています。公平を期すためにもへき地保育所の給食を実施すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員のへき地保育園の給食を実施すべきではない

かとお尋ねにお答えします。

現在、町内には5カ所のへき地保育所があり、うち、ひしのみ保育園、沼幌へき地保育所の2カ所が開設中でございます。ひしのみ保育園につきましては、平成18年度からへき地保育所として、また、沼幌へき地保育所につきましては、久著呂、御卒別地区のへき地保育所と統合しながら、現在は沼幌交流センターで保育を行っているところでございます。

へき地保育所及び常設保育園につきましては、その設置根拠となる法令や入所基準等について異なっておりますことは、議員ご案内のとおりでございますが、また、本年4月1日から子育て世代の負担軽減として議会のご理解のもと、保育料の無料を実施させていただいたところでもございます。

1点目の給食費はどの程度の金額と推定されていたかとお尋ねでございますが、給食費を明確に計算できる資料がなく難しいことから、職員から徴収する給食費をもとに算出いたしますと、1食当たり費用を218円としており、1カ月21日で計算しますと4,578円となり、年額では1人当たり5万4,936円になります。

2点目のへき地保育園の給食を実施すべきではないかとお尋ねでございますが、へき地保育所での給食につきましては、2カ所の施設でそれぞれ施設が異なっており、特に沼幌につきましては、開設時からへき地保育所のための必要な調理室を備えておらず、既存の調理室は地域との併用のため、衛生面から新たな調理室の増築が必要となることや、ひしのみ保育園については、調理を停止してから相当の期間が経過しており、各種調理器具、食器等が再使用できない状況であり、調理器具等の更新が必要であります。

また、昨今の人材不足から町内の常設保育園におきましても、調理員が慢性的に不足しており、安定した人員確保は困難な状況にあります。したがいまして、施設の増設、更新や人事面などの課題など、へき地保育所での給食提供は難しい状況でありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 困難な条件があるので、実施はできないという答弁でありました。でも、これ保育料の無料化というのは、給食費も含めて無料化してしまったわけでしょう。そうすると、これ、例えばひしのみ保育園の保護者のほうからは、給食をやってもらえないかという要望は以前からあったのですよね。あったけれども、そうなりとお金が高くなりますよと言われて、断念した経緯もあるというふうに聞いています。だけれども、今現在、常設保育所の場合は、さっき言った金額、おおよその金額ですが、その金額を含めて無料化しているわけですから、そういう意味では、目先の困難な条件はあったにせよ、へき地保育所にも給食を提供すべきだという考えというのは、私、間違っているのでしょうか。この点についてはどうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今回の幼稚園、保育園の保育料無料化につきましては、昨年10月から私、町長に就任して、4月からぜひ実施したい。ただ、その中で条件が非常に厳しいところもあるということも100%理解した上で、あくまでの現状の中で保育料を無料にしたい。担当のほうにもそう指示しながら、現状で受けられる分についてそういう形でやりたい。例えば条件を一斉に整えるには、例えば今言ったようにひしのみの給食を復活とか、では沼幌どうするのだという課題も含めて、整理しなければ、ではスタートできないか、その選択だったと思っていますので、私は、それよりもいち早く保育料全面無料化をスタートさせたい、保護者の方の経済的な負担をとりあえずは、やりたい、そういう形から、まず先行させていただきましたので、今、深見議員が言ったような課題については、当然出てくるということも想定しながらやっていますので、その件についてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 私が言った課題については、当然出てくるものだと。私は、常設保育所のいわゆる保育料と給食代と分かれて徴収しているのだったら別なのだけれども、込みでやっているわけですから、だから、私が聞いたのは、そうなったらへき地保育所にも給食を、ひしのみの場合は再開ですけれども、給食を提供するべきだという、私のそういう考え方、方向性、これは間違っていますかという質問なのです。それについては、町長、そういう方向に向かうように検討するとかという答弁は出てこないですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 基本的に深見議員のおっしゃっていることは私は理解しています。当然そういうことも出てくるだろうなど。

ただ、へき地保育所で、例えばひしのみについては給食費が高くなるからというだけの理由ではなくて、人材、それから今後の入園者の推移とかを含めて、あそこを常設化して給食を復活するのは非常に難しいという状況だということで、ひしのみについてはそういう判断をしていましたので、一方的に金額が高くなるからとかということで断念したとか、そういうのではないですので、ご理解いただきたいと思いますが、課題は最初から理解した上で、この政策については私は決断しました。

ただ、早くスタートするのか、ある程度条件が整ってからスタートするのがよかったのかということについては、私も反省しなければならない部分があるが、今、深見さんから指摘した部分についてはありますので、それについてはもう少し今スタートしたばかりですので、継続して担当と、それにかわる例えばいい方法がないのか、いろいろ検討させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 早くスタートすることに反省は要らないと思います。よかったと思っています。

それで、1つだけ、ひしのみ保育園の場合の人材のことを言いましたけれども、これは違い

ます。私、当時、常設保育所からひしのみがへき地保育所になるとき、反対しました、反対討論もしてね。たしか僕1人だったかな。そのときには、調理場の調理している人たちも含めて、何とか給食を継続してほしいと。そのためにもへき地保育所にしないでほしいという、そういう意見だったのですね。そのときは人材いたのですよ。

それで、今、町長が言ったように早過ぎたのかなというようなことなのですが、決してそうではなくて、そのことを言っているのではなくて、常設保育所の中には、保育料の中には給食費も当然含まれているので、そういう意味では、いつも役場が言うように、公平を期すためにはへき地保育所だって給食をするべきではないかということについて、きょうは1回私提案しましたので、ぜひ前向きに検討していただきたいということを申し述べて、次の質問に入ります。

途中で切りますけれども、いいですか。

最後の質問ですが、町民生活の実態に即して高過ぎる国保税の値下げをすべきではないかについて質問いたします。

北海道の今年度国保事業費納付金算定額市町村別一覧表が公表されましたが、これによると、本町の納付金は昨年度4億1,934万7,000円に対し、今年度の納付金額は4億1,803万2,000円と、額にして131万5,000円、率にして0.3%減額になっています。この減額によって、実際の町民の国保税は少しでも減少したでしょうか。加入者が減少すると必然的に町民が支払うべき国保税は上がると考えますが、実態はどうですか。

同じ北海道が公表した「2019年度標準保険料率に合わせた場合の国保税の増減試算」を見ると、標準保険料率は18年度の医療分、支援分を合わせて額にして6万4,000円に対し、19年度は6万3,629円で、わずか371円の減となっています。

しかし、同じ資料の「世帯類型別試算結果」を見ますと、1つには年収400万円4人世帯では9万6,500円の増、これは全道の一部事務組合がありますけれども、全道の市町村の試算結果です。これが北海道で公表されているのですね。ですから、全道の市町村の、これは今、私が言っている数字は標茶町です。標茶町の場合です。2つ目に年収240万円の単身者で3万8,100円増の18万円、3つ目に年金280万円高齢者夫婦で3万400円の増で15万7,700円、4つ目に、これもちょっとびっくりしたのですが、所得300万円の自営業、自営業ですから所得、ここだけは所得なのですが、所得300万円自営業3人世帯で何と10万1,000円の増で、40万4,800円となっています。保険者が北海道に移管し、国保税の値上げが想定よりも大変大きくなってきていると考えますが、この点について、見通しを含めて町長の所見を伺います。

以前も質問しましたが、「所得に関係なく課せられる均等割」は子供が多いほどふえていくなど、子育て支援に逆行しており、全国知事会や全国市長会が求めているように、また、本町議会でも意見書が採択されており、廃止・軽減すべきと考えますが、いかがですか。

全国知事会、全国市長会あるいは本町議会の意見書に基づき直ちに法や条例が改正されることのない状況にあることから、根拠のない法定外繰り入れの削減を復活させるべきではありません。

せんか。町民の家計の実態に目を向けた上での町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の町民生活の実態に即して国保税の値下げをすべきとのお尋ねにお答えいたします。

この間、議会との議論の中で国民健康保険税の税制改正の考え方について述べさせていただいてありますが、平成29年度から法定外繰り入れの解消を目指すこととあわせて、北海道の基本方針における激減緩和措置を加え、令和6年度を目標に税制改正をし、北海道が示す標準税率に向け、現在進めているところであります。また、過去からの議論を踏まえ、最終的には資産割額を算定しない体系となるような段階的な税制改正を実施していくこととしております。

このことを踏まえまして、1点目のこの減額によって国保税は減少したかとのお尋ねにつきましては、令和元年度は増額となる見込みであります。

また、加入者が減少すると必然的に町民が支払うべき国保税は上がると考えるが実態はどうかとのお尋ねにつきましては、国保税の算定においては、加入者の所得及び医療費の動向が大きく作用することから、加入者の減少をもって国保税が上がるということはないと思っておりますが、議員ご指摘のとおり総体的な医療費等が変わらず、国保税を支払う人数が減少することとなれば、国保税は増加するということはあり得ると思っております。

2点目の北海道に保険者が移管し、国保税の値上げが想定よりも大変大きくなってきていると考えるが、この点についての所見はどうかとのお尋ねにつきましては、議員ご指摘のとおり、北海道が公表しました試算ですが、2018年度と2019年度の対比では、医療分と支援分の均等割額と平均割額を合算した数字で対比していることから減額となっておりますが、世帯類型別試算結果におきましては、これに所得割額を2018年度が4.25%、2019年度が7.55%とする標準保険料率を算定していることから、大きく増加するものと考えております。

しかし、本定例会において税率改正の議案提案を行う予定でありますが、激減緩和措置を実施しながら改正を進めており、現時点ではそこまでの大きな乖離はないものと考えておりますが、本町の税率が北海道が示す標準保険料率より低い状況にあることから、最終的には北海道が示す試算結果に近づくものと推定しているところであります。

3点目の所得に関係なく課せられる均等割を廃止・軽減すべきと考えるがどうかとのお尋ねにつきましては、平成31年度第1回定例会において、議員から同様の質問をいただいております、検討、研究を進めるとの答弁をしたところであります。

現時点におきましては、子供に係る均等割額の減額は、平成27年2月の国保基盤強化協議会の中で地方から子供にかかわる均等割額の軽減措置の導入といった提案も行われ、議員ご指摘の全国知事会におきましては、平成31年度国の施策並びに予算に関する提案要望の中で、子供にかかわる均等割保険料を軽減措置の導入を国に要望しており、加えて多くの地方議会においても、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供にかかわる均等割額を軽減する支援制度の創設を国に要望していることから、本町としましては、こうした状況を注視しつつ、町村会等を通

じ国などへ要望を図ってまいりたいと考えておりますが、標準税率に向けた段階的な税率改正を行っている現状におきましては、厳しいものと判断しているところであります。

4点目の根拠のない法定繰り入れの削減を復活させるべきではないか、町民の家計の実態に目を向けた上で所見を伺うとお尋ねにつきましては、全国的に国民健康保険税（保険料）は高いとの意見はあることは認識しているところであり、本町におきましても、この間、経済対策として、一般会計からの繰り入れなどで急激な保険税の上昇を抑えてきたところですが、このたびの広域化によって将来的な国民健康保険制度の方向性が変わったことから、本町としては標準税率まで改正を行い、結果としてどのような軽減策が図られるのかを考えていきたいと思っております。

いずれにしましても、一保険者で解決できる部分は限られていますことから、現状の制度の中で、どのような取り組みが可能なのか、今後探ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） ちょっと単純な質問なのですが、最初の質問の中で、実際の町民の国保税は少しでも減少するのかということに対して、ほぼ昨年と同額だという答弁をされましたけれども、3つ目の質問の中で、道の試算結果によると大きく増加すると考えているというふうにお答えになったのですね。これ、どういうふうに見たらいいのですか。ほぼ昨年と同額なのだけでも、道の試算結果によると大きく増加すると考えているというのは、ちょっと矛盾していませんか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

道が示した国保税の試算結果については減額となるというふうになってはいますが、本町においては、今現在、税率を段階的に引き上げている状況なので、昨年度よりは税額は上がるというふうに判断しておりますが、ただ、先ほど世帯類型別の部分ですけれども、道が示している公表結果につきましては、所得割を7.55%という算定のもと標準家庭における負担額を示していることから、本町ではまだそこまでの税率までいっていないという状況であれば、現状、改正分の率上昇分がふえていくということになります。ただ、道が公表するまでの額までには達していかないというような状況の答弁となっているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） すごく聞いているほうもわかりづらいですけれども、18年度は4.25%でしょう、所得が。今年度は7.55%なのだけでも、そこまではいかないということなのか。どこまでいくのですか。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） 税率改正にかかわる部分なので、ちょっとお答えさせていただき

ます。

29年に皆さんにご説明した税率改正につきましては、法定外繰り入れの解消を目指した税率改正を行うということでお示しをさせていただいております。それに沿って今年度も税率改正を予定しております。7.55%というのは道が示した現時点での標準税率なのです。ですから、結果的には、そこを目指して令和9年度まで税率を上げていくという……

(「令和9年ですか」の声あり)

○税務課長(服部重典君) はい。

(「それは資産割でないのか」の声あり)

○税務課長(服部重典君) 資産割を含めて令和9年度で、実際的には令和5年度までを目指して標準税率に持っていくということで予定しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(菊地誠道君) 深見君。

○8番(深見 迪君) ことしの税率は何ぼになっていますか。

(「議案に出ている」の声あり)

(「議案第36号」の声あり)

○8番(深見 迪君) わかりました。

それで、先ほど課長おっしゃった税額は上がると言いましたよね。それが今回の議案の内容ですか。

○議長(菊地誠道君) 住民課長・伊藤君。

○住民課長(伊藤順司君) お答えいたします。

先ほど町長答弁の中でも答えておりますけれども、本定例会において税率改正の議案提案を行う予定ですので、その分が一応税率増加の分の提案でございますので、実質上がるというような形になるかと思っております。

○議長(菊地誠道君) 深見君。

○8番(深見 迪君) 上がるのですね。

それで、全国知事会や全国市町村会を出しているように、国で1兆円出せと。そして、均等割なんかは廃止しなさいというようなことが、町村会がどういう態度を示しているかわかりませんが、どういう方策があって、町民の負担を何とか抑えることができるのかということとをこれから検討していきたいというふうに町長はおっしゃいました。それはすごく期待したいと思っておりますけれども、具体的にどういう形になるか。

だけれども、当面はなかなかそうはならないということで、大体わかったのですけれども、私が最後に言いたいのは、国の指導とか道が平準化していくとかというのは確かにあります。ありますけれども、その実務は町村に任せられているのですよね。だから、そういう指導もあるけれども、そっちのほうばかりに目を向けなくて、町民の家計に目を向けた税率を考えてほしいということを私一番最後でそういう、チャイムが鳴ったので最後の質問なのですが、町

民の家計の実態に目を向けた町長の所見を伺いたいということで、ぜひその点、最後に答弁を聞きたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先ほども最後のほうで答弁しましたが、北海道という広域の中の一保険者として、やはりかなりやれることというのは限られてくるのかなと思うのですが、深見議員のご指示も十分理解はしていますので、可能な範囲でやれることを精査していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

（「終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、深見君の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時13分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

松下君。

○4番（松下哲也君）（発言席） それでは、通告に従って質問させていただきます。

友好都市の締結についてというようなタイトルなのですが、この質問につきましては、8年前、私、初めて当選した年の9月の定例会で、同じテーマでもって質問しております。あれから8年たったわけなのですが、その後の町の取り組み等についてお聞きしたいなと思っております。

8年前、平成23年9月定例会一般質問で、姉妹都市締結を目指した都市交流について質問いたしました。その後どのような動きがなされたか質問いたします。

当時、管内では2町が姉妹都市が締結されていない状態でありましたが、2018年2月に1町が町の観光協会が主体となって姉妹都市提携の調印がなされ、現在は本町だけが、いまだにどこもそのような友好都市だとか姉妹都市の締結がされていない状況であります。非常に町民感情としては、ちょっと寂しいような感じがしております。いろんな事業や団体、組織等で交流活動が行われていることは承知はしておりますし、また、いろんな情報発信もされているということは承知をしております。

特産品の販売促進だとか人材交流等、さまざまな面で友好都市等の締結がされれば、そのような活動が期待されると考えているわけなのですが、昨今いろんな情報の中で日本という国は非常に地震大国であるという中では、いつどこでどのような災害が起きるかわからない。そういうことに備えて自治体同士での防災協定を結んでいるという事例も、このごろ出てきております。

いろいろな取り組みの中で私は、今回の町議選に当たって今こそ魅力のある町はどのようにしたらできるのかということ町民の方に訴えてきましたし、やはり今こそ若い人の定住等を考えていくと、一つでも魅力が持てるような町をつくっていかねばならないのではないのかなというふうに思っておりますので、この件につきまして町長の所見を伺っていきたく思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 友好都市の締結についてとのご質問にお答えいたします。

本町におきましては、友好都市や姉妹都市の提携は結んでおりませんが、行政や民間団体、それぞれのレベルにおいて、産業、社会教育、スポーツなどの分野で交流活動が進められてきております。今後につきましては、さまざまな分野での自発的な交流を引き続き支援してまいりますとともに、ふるさと納税制度で本町の特産品を活用し、全国の皆さんとの関係創出に向けた取り組みなども実施してまいりたいと存じます。

なお、姉妹都市締結についてのお尋ねであります。議員ご案内のとおり、管内市町村の姉妹都市や友好都市との交流には、例えば自然や歴史といったその土地ならではの特色に共通点があるなど、何か締結を結ぶきっかけとなるような要素が展開した結果であります。本町が進める交流活動の中から相手市町村との交流をさらに深めるべきとの機運が高まった際には、友好都市なども視野に議会にご相談をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○4番（松下哲也君） ただいま町長に答弁をいただいたわけなのですが、8年前の議事録を見ますと、全く答弁内容が変わっていません。

それぞれやっているのですけれども、やっぱり核になるものがないとなかなか、私、本町だけがどこも結んでいないというのが、非常に寂しく感じるものなのですけれども、例えば過去には民間で府県のある市と人的交流等が持たれていて、それが縁で、ある企業が標茶に一つのセンターを開設し、そして人的な雇用で非常に標茶の町に貢献している企業もございます。これもやっぱり一つの交流の成果だと思っております。私はこういうことを非常に大事にしていくべきかなと思っていることと、一つの確かに姉妹都市、友好都市というのは、由来だとか、きっかけだとか、やっぱりそういうもので、各歴史的なつながりだとか、いろんなあれで結ばれているのですけれども、例えば私、育成牧場の府県からの牛の預託、毎年同じところから受け入れているのであれば、やっぱりそこの交流をしていくということも非常に大事なことかなと。これは町長が就任したときに、ことしはぜひとも牧場祭りみたいなことを開催していきたくたいというようなことも発言されましたけれども、私はやっぱりそういう特定にその町とずっと長年交流しているのであれば、そういうところも大事にしていくべきではないのかなと思っております。

ほかの自治体との交流ということでは、町長も職員時代には非常に盛んに取り組んでこられたことだと思いますし、最も私は町長の得意とする分野ではないのかなとは思っておりますけれども、ぜひともそういうようなことで取り組んでいくというような、何か新しいきっかけを見つけて取り組んでいくというようなことは考えられないのか、お聞きしたいなと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

今、議員のほうから牧場祭りの件もありましたが、まだ、それは具体化するかどうかは別としましても、やはり本州から定期的に牧場を利用させていただいている。そういう意味では、牧場祭りの趣旨としてもやはり一部感謝祭的なイメージを持ちながら交流の場を提供できれば、新たなステージができるのかなというふうに思っていましたので、そういう発言をさせていただいていますので、まだそれは具体化するかどうかについては、これからの話かなと思っています。

それから、あと、現在、町政がいろいろな場面で行われていますが、例えば標茶の資源をうまく活用したという部分では、例えば雪印のメグミルクがある所在の道内のネットワークができて、年に1回定期的に組長を含めて集まって交流をしているとか、そういうのもございます。さらに、最近、昨年北海道遺産で集治監が認定になった際にも、道内5カ所で集治監に関連する遺産の連携という形でも出ていますので、今までにないような形で、さらにその部分については進展のする可能性があるのかなというふうには考えております。

さまざまな例えば行政の動きや仕事の中で、やはり自然とそういうものができてきて、初めていい関係ができるのかなと思っていますので、私としては余り焦らないでそういう関係を醸し出ししながら、最終的にそういういい関係ができた時点で、改めて議会にもご相談しながら検討してまいりたいというふうに考えていますので、少しお時間をいただければというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○4番（松下哲也君） わかりました。

非常に友好都市だとか、ほかの自治体との交流ということでは、これからやっぱり標茶の町で取り組んでいかなければならないというものは、例えば今おっしゃられたふるさと納税に関してだって、やっぱりこれはすごく大事にしていかなければならないものだと思いますし、盛んに南海トラフだとか地震だとか、そういうようなことがありますから、やっぱりそういうことでは防災に関しての自治体間でのものも、もし余裕といいますか、そういうこともあるのであれば、すぐにも取り組んでいく必要は私はあるのではないのかなと。標茶の町だけで自立していくということはこれからちょっと無理だと思いますので、やっぱりいろんな自治体との交流を広げて標茶をどうやって盛り上げていくかというようなことも私は一生懸命取り組んでやっていくべきではないのかなと思っています。

質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で4番、松下君の一般質問を終了します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君）（発言席） 私は、3つの質問をいたします。

まず、その第1に、西別岳山小屋の管理改善、管理人の待遇改善について質問いたします。

年間延べ1万人を超える登山者と山歩き「フットパス」を楽しむ人たちが利用する山小屋の管理について現在どのような対応をしているのか、まず伺います。

山小屋で夜を通して休息をしている年間500人ほどの人たちがいると聞いていますが、そのような情報は把握しているのか伺います。

また、施設の維持管理については、町としてどのように考えているのか伺います。

現在、管理人として委託されている方においても、高齢者になり長くは続けられないとの話も聞きますが、今後どのような対応を考えていますか。

年間で140日ほどの出役になるとのことです。今後の人員の確保とあわせて待遇等の改善が必要なのではないのでしょうか。

また、施設的环境については、トイレの改善が必要だと言われていますが、伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 西別岳山小屋の管理改善、管理人の待遇改善をのぞきにお答えいたします。

まず、1点目のお尋ねであります。阿寒摩周国立公園に位置する西別岳は、標高は低いながらもお花畑が広がり、高山を歩いている雰囲気に入れ、道東を一望でき、気軽に登れる魅力的な山として人気を博しております。

維持管理につきましては、環境省との提携による西別岳登山道保全に関し、自然環境の保全と適正利用の推進のため、双方で適切な保全に努めているとともに、登山口に整備した町有施設であります山小屋及びトイレの維持管理を図りながら、利用者が安全かつ快適に利用できるよう努めておるところであります。

2点目のお尋ねであります。山小屋を利用する際には、利用者は備えつけの利用者名簿へ記載をしておりますので、その名簿により山小屋の利用人数を把握しており、年間約500人ほどの方が利用されております。

3点目のお尋ねであります。特に登山者が多い6月から11月において、町有施設である山小屋及びトイレを利用者が気持ちよく利用できるよう、登山道の清掃とあわせて保全管理業務等を虹別連合振興会に委託し、維持管理に努めております。

4点目のお尋ねであります。委託先の虹別連合振興会は、60年以上自主的に西別岳の登山道の整備や高山植物の盗掘防止のパトロールを通し、保護活動に努めてこられました個人に本業務をお願いしております。その個人の方は、シーズン中はほぼ毎日西別岳を登られるほどお元気ではありますが、ご高齢でもあり、いつまでも個人に業務をお願いできるものかという課題は認識しております。

また、委託業務の内容ですが、6月から11月までの間での清掃保全業務であります。

町といたしましては、これまでの経過を踏まえた今後の人員確保並びに業務内容について、委託先の虹別連合振興会と協議を重ねながら、今後の方向性を探ってまいりたいと考えております。

5点目のお尋ねであります、トイレ施設の環境についてですが、登山口は電気及び水道が引かれていないため、トイレ施設の衛生環境を維持管理していくのはなかなか難しいことではあります、トイレ環境の改善に向け、手法等を検討していきたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 1点目の山歩きと登山客との関係でフットパスということを質問に入れましたけれども、このフットパスを楽しむ、このフットパスの主催者といえますか、そういうものを組織しているといえますか、そういう人たちをあっせんしている業者といえますか、個人といえますか、団体との連絡等なんかは取り合うことはあるのですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） フットパスの方の利用の部分についてですので、お答えしたいと思いますけれども、団体で利用されるときには事前に観光商工課のほうに連絡が来ることはあります。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） わかりました。

それでは、次の山小屋で夜を通して休息している人たちの情報とか、そういうものに対して、先ほどお答えの中で記帳されているということの理解でよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思います。

山小屋の中に名簿を用意してありますので、そちらに記載しておられます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） それと次に、管理人のことについて先ほどのお答えありましたけれども、具体的にこの管理人の方は山小屋の歴史とずっとともにしてこられた方で、この質問の中にもありますけれども、非常に高齢者になり、年齢的には88ぐらいでこの仕事を引き受けてくれているという、特別山小屋との関係に思いを寄せてこられた方だというぐあいに思います。そういう中でやられている管理の仕事について、待遇という点で検討する必要があるのではないかと質問なのですけれども、具体的にこの待遇について何か考えはありませんか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思います。

維持管理につきましては、6月から11月までの間で委託しておりまして、内容につきましては.....

(「どこに委託」の声あり)

○観光商工課長(多津美 悟君) 失礼いたしました。委託先としましては、虹別連合振興会に委託してございます。

ご質問ありました今後の待遇並びに人員確保等につきましても、今後とも委託先の虹別連合振興会と協議を重ねて検討していきたいなというふうに考えております。

○議長(菊地誠道君) 渡邊君。

○1番(渡邊定之君) そういう意味では、待遇改善等については虹別連合会に一任するという意味ではないですね。

○議長(菊地誠道君) 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長(多津美 悟君) 委託先の連合振興会と協議していきたいというふうに思っております。

○議長(菊地誠道君) 渡邊君。

○1番(渡邊定之君) この連合振興会との関係で、僕も連合振興会の方と話を何度かしたのですけれども、山小屋の管理人の件については、そういう意味では連合振興会の役員の方も詳しい中身については承知していないという感じなのです。そういう意味で、この山小屋と同様に、虹別にあるオートキャンプ場を管理している方とか、そういう待遇とは一緒の考え方にならないでしょうか。

○議長(菊地誠道君) 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長(多津美 悟君) 山小屋等の管理につきましては、あくまでも連合振興会に委託しておりまして、個人の方に委託という形にはなってございません。同じようなお答えになりますけれども、今後について協議していきたいなというふうに思っております。

○議長(菊地誠道君) 渡邊君。

○1番(渡邊定之君) わかりました。そういう意味では、本当に改めて連合振興会とちゃんとこの現状を把握した中で、協議していただきたいというぐあいに思います。

最後に、施設環境についてトイレの改善が必要だという質問でありますけれども、本当に昔流の便器だけがついているトイレで、水も少ない中、あれだけきれいに磨きがかかってよくやられているなということなのですけれども、洋式と和式の女性の、男性のトイレは和式だと思っておりますけれども、現場で管理されている方の話を聞くと、どうしても洋式のほうに列ができてしまって有効利用ができない状態なので、両方とも、女子トイレに関しては2つとも洋式にしてもらえないのだろうかということなのですけれども、そういう情報は入っていませんか。

○議長(菊地誠道君) 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長(多津美 悟君) 女子トイレの便器の関係につきましては、2つございまして、洋式と和式それぞれ1つずつというような形になっています。

ただ、その形態につきまして、和式のほうもというような声もありますし、洋式のほうもというような声もありますので、そういう部分も含めまして現状そのような形になってございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） どうしても片方のほうに並んでしまう形なのでという現場の管理されている人の声なので、その辺の配慮もすべきではないかという質問なのですけれども、検討に値しませんか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えします。

私、先日、山開きにも行ってきて、現状いろんなお話を聞いてきております。ただ、現状の場所が、電気もない、水道もないという場所の中で、たまたま環境省のレンジャーの方がいらしていろいろな話を聞いたのですが、いろんなところでは、例えば新しいトイレ、有料にしてきれいなトイレをやったりとか、近いところまで水道を引けないとか、いろんなことを工夫しながらやっているということなのですが、例えば有料にしても実際にはその有料の分のお金が入っているということでまた盗難の危険性が高まるとか、さまざまな問題が、やっぱり最近の登山ブームの中でいろんなところでいろんな問題が出ていると聞いていますので、西別岳の山小屋については、今、管理していただいている方、地元の私も大ベテランの方で親しくしておりますので、十分その方と協議をしながら一番いい方法、それから先ほどもありましたように、これからの後継者の方をどうやって探していくかとかを含めていろいろ検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 現場で管理されている方の意見、情報等をしっかり聞いていただいて、今後の対応に当たっていただきたいというぐあいに思います。

町長の行政報告の中でも、先日開かれました摩周・水・環境フォーラムの案内もされていましたが、こういうことから考えて、西別岳の山小屋の保全と登山道の維持管理という点では、町としてもしっかりと配慮をし、気を配りながらそれに当たっていただきたいというぐあいに思います。

1つ目の質問を終わります。

次に、私道の維持管理に困難を持っている酪農経営者の実態を調べ必要な施策をとということについて質問いたします。

本町の酪農家の中には、公道から搾乳施設、餌のストック施設、倉庫まで相当の距離があり、道路の維持管理、除雪作業等に苦勞されている実態があります。どのように考えていますか伺います。

一般的な私道とは違い、タンクローリー、飼料運搬車の大型化により、道路の維持管理が大変であります。また、道幅ぎりぎりでの私道でのアクシデント等の多発、大雨等による道路の損壊など、個人の対応には限界があります。実態を聞き取るなどして、必要な支援策を講じるべきだと考えますが、伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 私有道の維持管理に困難を持っている農家経営者の実態を調べ必要な支援策をのぞく件であります。私有道の維持管理、除雪等につきましては、これまでも議会議論がありました。個々の経営における施設や機械等の整備、労働力の確保について、原則的にはそれぞれの経営者として判断、対処されるべきもので、個々の経営の中で完結されるものと考えております。

次に、私有道の維持管理の実態の聞き取り、取り組みと必要とされる支援策に関するお尋ねですが、個々の経営における施設や機械等の整備、労働力の確保については、原則的にはそれぞれ経営者として判断され対処されるものです。農道の維持管理につきましても、現行の各種助成制度等を活用いただきながら、経営内で完結されるものと考えております。

ただし、自然災害等の発生により生産基盤に著しい被害を受けた場合で、町民の緊急避難を行うため、また、人命の安全確保を図る観点から、個人財産である道路等の応急的な復旧支援が必要な場合には、人命救助の立場から速やかに対応することとしております。自然災害が終息後の個人財産の復旧につきましては、原則個人で行うこととなっております。

いずれにいたしましても、自助、共助、公助という考え方からすると、個々の経営では及ばないことにつきましては、JAなどの生産者組織の中で議論を尽くされた上でともに進めていくべきと考えておりますし、町政施策全体の中で緊急性、公平性、事業効果、財源確保、持続性等を総合的に勘案し、優先度を判断し、町として町民に理解をいただける施策の実施に努めてまいりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） この質問で僕は実態を調べて必要な支援策をという、本当はこの現状を、実際に担当課の職員の皆さんが歩いていただいて生の声を聞いていただくということが非常に大切だと思うのですけれども、本当にミルクローリーも昔の場合10トン、1,000リッターというのですか、ぐらいのタンクローリーがやっぱり入ってくる、そういう時代です。餌の車も本当に何十トン、10トン単位の餌を積んで私有道に入ってくるという、そういう現実があります。そういう中で、現実的な道路事情は、なかなか個人で対応するには限界があるというぐあいに思っていますし、そういう訴えがたくさんあります。

それと、除雪についても、以前も質問いたしましたけれども、私有道から公道までの距離が何百メートルという本当に個人で作業するには非常に負担の多い実情もあるというぐあいに思います。

そういう意味では、私のこの質問の、そういう経営者の実態を調べて声を聞く、その部分で改めてお答えをしていただきたいなと思うのですけれども。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えいたします。

私有道の実態把握の部分でございますけれども、まず、町のほうでやっている事業がありまし

て、標茶町被災農道等整備事業補助金交付規則というのがございまして、その中では27年度から30年度の4年間で42件の補助を行っております。

もう一つが中山間地域等直接支払制度の交付金の中で取り組んでいるのがございまして、全体取り組みでは27年から30年度の4年間で885メートル補修している実績がございます。

そして、共同取り組みの中では、27年から30年度までの4年間で砂利、砕石、黒ボク、山砂、舗装の整備で281件やっているような実績がございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 私道の除雪に関する部分については、建設課のほうからお答えいたします。

私道についてどのような基準で除雪をしているかということになるかと思えますけれども、まず、町道以外の除雪を行っている部分についてでございますが、高齢者世帯等で支援が必要な場合、福祉除雪を行っております。こちらにつきましては、地域の民生員の方を通して保健福祉課に相談があり要支援と判断された場合に建設課に依頼があり、町で除雪を行っています。

また、私道といっても、いろいろのケースがございます。完全に個人の敷地の中を個人の住宅に向かっている道路あるいは町道ではないですが、個人だけではなく、その他の方も必要として使っている、ある程度公共性のある道路に分けられるものと考えております。このような私道であっても、公共性が認められる道路につきましては、建設課の除雪計画の中で行っている箇所もございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 本当に全町にこういう私道が長くて、除雪その他で苦勞している人がそんなにたくさん農家戸数であるわけでもないと思うのです。そういう意味では、そういう実情を、本当に実態を聞き取るという、そういうことを行動してほしいなという思いからこの質問をいたしました。

どうか本当に除雪につきましては、他町村の経験等を踏まえて、私道の除雪に対してそれなりの対応をされている近隣の町村もあるというぐあいに聞いていますので、そういうことの実態も踏まえて、対応していただきたいということをお願いし、この質問を終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時54分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先ほどの山小屋の関係で、私、実際に現場を管理している方の意見を聞いてという話をしましたが、最終的にはその委託契約している虹別連合会等を通じて、特に一番現場に精通している方の意見を聞きながらというふうに答弁したつもりだったのですが、その意図がうまく伝わっていなかったということで、改めてご説明を申し上げます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

J Aしべちゃ農畜産物加工センターへの積極的な対応をということで、J Aしべちゃ農畜産物加工センターは、平成元年10月の稼働から30年以上にわたり多くの町民の皆さんに利用されてきた施設です。

しかし、近年トラブルの発生も多くなり、施設の改修、機械等の入れかえについて「J Aしべちゃ」とはどのような検討をされているのか伺います。この施設は市街地の町民の皆さん方の利用も多く、町としても積極的な対応をするべきだと思いますが、伺います。

今後の展開については、今日まで利用されてきた多くの町民の皆さんの意見を聞き取る場を改めて設けるべきだとも考えますが、いかがですか。

しべちゃ牛乳プラントについては、町も検討されていると考えますが、具体的な内容を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） J Aしべちゃ農畜産物加工センターへの積極的な対応をのご質問にお答えします。

1点目の施設の改修、機械等の入れかえについてのJ Aしべちゃとの検討状況についてというご質問ですが、議員ご案内のとおり、この施設は平成元年にJ Aが整備したもので、建設から30年以上経過し、建物本体はもとより加工機器も老朽化が進み、それらの更新など利用者から要望が寄せられていることから、本年3月1日にJ Aと食材加工センターの現状と課題についての意見交換を行いました。

そこで、施設内の加工機器については、現状の施設で加工が継続できるようにトラブルの発生が多くなった機械の改修等はJ Aが実施することとして、現在、故障した機械の修理及び発注を行っているところでございますが、受注生産となっている缶詰の自動巻き締め機については、早ければ8月ごろにも設置される見込みとなっておりますが、そのほかの機器は納品及び修理が完了しており、随時利用していただいていると伺っております。

缶詰の機械の運用再開の予定については、昨年改正されました食品衛生法では、全ての食品等事業者においてH A C C P導入が義務化されたために、H A C C P対応完了後に一般開放を考えているということで、1月ころをめどに進めていると聞いておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

2点目の今後の展開について利用者の意見など広く町民の意見を聞き取る場を設けるべきで

はどのお尋ねにつきましては、施設改修に当たっては、利用者からのヒアリングが必要かつ有効であると考えておりますが、具体的な実施方法等については、さらにJAさんと相談しながら詰めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目の牛乳プラントについての検討内容についてのお尋ねですが、先ほどお答えした農産物加工センターの協議とあわせて、本年3月1日にJAと初めての協議の場を持ち、牛乳プラントの整備について意見交換を行いました。プラント整備につきましては、生産現場の視察の検討など情報収集をしているところでございますが、情報収集後には、より具体的な計画策定をJAを初め関係機関、関係団体と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 確認の意味で、この農畜産物加工センターの改修、機械等の関係についてはJAというお答えをいただいたと理解してよろしいでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えいたします。

加工センターの機械の修理等については、JAということで間違いないです。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） わかりました。

具体的な缶詰の機械等の情報も今お答えいただいたというぐあいに思います。

次のしべちゃ牛乳のプラントについては、どのように考えているのか。しべちゃ牛乳のプラントについての責任の所在といたしますか、営業の対応。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） ミルクプラントにつきましても、実は加工センターの改修とあわせて協議を行っていきまして、まだ具体的に誰がどうするとかという状況ではなくて、ただ、標茶町にとって、今現在、中標津に持って行ってパッケージをしているという状況の中では、やはり本当の意味でのしべちゃ牛乳を、標茶でミルクプラントを立ち上げて検討すべきではないかということでは、農協さんと話が一致していきまして、具体的に研究をしている、例えばどういう規模なのかとか、生産現場の視察とかをしながら、先ほどお話しましたが、そういった形でより制度を深めていきたい、その中から方向性が出てくるものというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 加工センターにおいても、しべちゃ牛乳のプラントにおいても、町民の皆さんには非常に興味のある事業だというぐあいに思いますので、どうかいろんな情報等を入手しながら、町民の皆さん、それから農家の皆さんに喜ばれる施設にさせていただくよう、積極的な対応をお願いし、質問を終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、渡邊君の一般質問を終了します。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎報告第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。報告第4号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 報告第4号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、平成30年度一般会計補正予算（第7号）の専決処分でございます。

歳出につきましては、経費節約などにより不用額を生じるものについて、決算に近い形で減額補正を行うとともに、新たに追加の必要が生じたものについて措置をさせていただきました。

歳出の主な減額といたしましては、重度心身障害者医療費1,004万1,000円、新規就農者支援事業1,184万5,000円、標茶酪農再興事業補助金1,382万8,000円、除雪委託料2,718万2,000円、町営住宅建設費2,262万7,000円などであります。

他会計への繰出につきましては、国民健康保険事業特別会計で1,162万3,000円、病院事業会計補助金で6,632万2,000円、後期高齢者医療特別会計で108万4,000円、下水道事業特別会計で700万円を減額しております。

追加といたしましては、財政調整基金積立金2億716万6,000円、減債基金積立金2億312万2,000円、町営住宅整備基金積立金で1,325万7,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳入につきましては、再精査をいたしまして、町税、地方交付税、各種譲与税・交付金、国・道支出金、財産収入、寄附金、地方債などの補正を行ったところであります。

その結果、補正額は3,675万円の減額となり、最終予算総額は、119億3,951万2,000円となりました。

なお、地方債については、最終決定額に合わせ補正を行っております。

本件は、3月31日をもって専決処分させていただきました。

ご承認の程お願い申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

報告第4号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

平成30年度標茶町一般会計補正予算（第7号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、別冊の補正予算書によりご説明いたします。

平成30年度標茶町一般会計補正予算（第7号）

平成30年度標茶町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,675万円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億3,951万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

29ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

6ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名はプレミアム付商品券事業。新規でございます。補正後の金額でございますが、84万6,000円とするものです。

次のページをお開きください。

第3表 地方債補正でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、補正前の限度額3億240万円から標茶中茶安別線道路改良1,300万円の減額、虹別61線道路改良90万円の減額、除雪機械購入260万円の減額、標茶中学校防音事業20万円の減額、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入530万円の減額、医師確保対策150万円の追加、子ども医療費助成100万円の追加、森林整備対策事業250万円の減額の計1,030万円を減額し、補正後の限度額を2億9,210万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

次に、2 地域活性化活性化事業、補正前の限度額2億7,350万円から80万円を減額し、補正後の限度額を2億7,270万円とするものです。起債の方法以下につきましては、補正前に同じであります。

3 公営住宅建設事業、補正前の限度額1億5,600万円から1,110万円を減額し、補正後の限度額を1億4,490万円とするものです。起債の方法以下につきましては補正前に同じでございます。

4 公共施設等適正管理推進事業、補正前の限度額5,350万円から430万円を減額し、補正後の

限度額を4,920万円とするものです。起債の方法以下につきましては補正前に同じであります。

次のページをお開きください。

5 緊急防災・減災事業、補正前の限度額190万円から30万円減額し、補正後の限度額を160万円とするものです。起債の方法以下につきましては補正前に同じであります。

7 災害援護資金貸付債、補正前の限度額250万円につきましては、皆減となっております。

合計では補正前の限度額10億1,214万1,000円から2,930万円を減額し、補正後の限度額を9億8,284万1,000円とするものでございます。

68ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。

当該年度中起債見込額、補正前の額10億1,214万1,000円から補正額2,930万円を減額し、補正後の額を9億8,284万1,000円とするものです。当該年度末現在高見込額であります。補正前の額117億4,898万1,000円から補正額2,930万円を減額し、補正後の額を117億1,968万1,000円とするものです。

以上で、報告第4号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、第1条、歳入・歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） ページ数で言うと、37ページの地域振興費の報酬、地域おこし協力隊報酬20万とそれに伴う次のページ38ページの地域おこし協力隊補助金47万3,000円ですね、それは事業精査によつての減額なんではないでしょうか、両方とも。それと51ページの同じく観光費での報酬、地域おこし、これも同じくですね報酬でも減額されていてさらに補助金等でも減額されているのですが、それらについてご説明いただきたいです。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

予算の説明の中でも申し上げましたが、当該年度中の予算の執行残ということになります。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えいたしたいと思います。

観光費の部分の地域おこし協力隊の部分も、同じように執行残の補正となっております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） そうすると、報酬に関しても減額になっておりますが、報酬の算出と言いますか計算は、日額報酬になるのかその辺も伺っておきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えいたします。

観光費の地域おこし協力隊の関係ですけれども、予算は6月採用ということで予算を組んでおりましたが、実際には9月採用ということで、ひと月20万円の3カ月分ということで60万円の減額となっております。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

私どもも報酬額はひと月20万円でございます。当初予定していた月からではなく、若干遅れて協力隊が着任しましたので、その分で予算要求したときは、当初確か7月からだったと思うんですけども、それで予算要求しましたが、7月では着任してこなかったということで、ひと月分の報酬は執行残ということになっております。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） 50ページの3目の造林費の関係ですね、19節650万減額になっております。その内訳といたしまして、73ページ説明受けましたけれども、この中で10万6,000円水源林造成事業というのがでております。この内容をちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 水源林で、需用費のほうですけれども10万6,000円ですね、当初消耗品費のほうで予定しておりましたが、執行していませんね……

（「事業の内容を」の声あり）

○農林課長（長野大介君） 事業の内容ですね、失礼しました。

人工林の保育・管理に努める公益的機能の発揮を目指す林道労働者の事業確保を目的とした事業として、除伐だとかを主に行っておりまして、それに伴う今回は需用費というようなことになっています。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 水源林造成事業とはどういうものですかということをお聞きしているので。水源林造成事業って書いてあるでしょ、これね。そして10万6,000円の減額になっているけれども、事業とはどういう事業なんですかとお聞きしている。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時20分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） この事業はですね、森林整備センターと分収林契約に基づいて行う事業でして、底地は町でやっています。今回は塘路湖の近くでオモシロンベツ造林地でやっている事業となっております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 38ページです。2款8項3目19節、道東ホースタウン事業補助金、減額されておりますが、事業の縮小であったり、未実施であったりそういったことかどうか。それから57ページ、10款2項1目7節、人夫賃でございますが、特別支援教育推進事業、この分減額されておりますが理由を教えてください。それから次のページ58ページ10款2項2目13節の通学委託料400万円余り減額されておりますがこれはどんな事業内容か教えてください。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えいたします。

まず10款2項1目の学校運営費の賃金の減額の関係ですけれども、これにつきましては標茶小学校に配置している特別支援教育支援員5名分の賃金を当初予算計上しておりましたが、そのうち1名が7月末で退職しまして、その1名の方フルタイムで勤務していただいていたのですが、その後任で8月から勤務していただいた方がハーフタイムの勤務になって、その分でこの金額。そのほかにもですね4名の方がちょっと欠勤したりというところで当初の予算よりかは若干支出はなかったんですが、大きいところではフルタイムからハーフタイムに支援員が変わったというところで減額になったというところでございます。

それともう1点の教育振興費の通学委託料の400万の減額の関係ですけれど、これにつきましてはスクールバス16路線の通学委託料、それと学校行事バス、学校行事とか部活の大会等ででもらう運行委託料なんですけど、当初予算要求時に次年度のバスに乗車する名簿を提出してもらうんですけども、それで1路線1路線設計をしながら委託料を算出をしていくのですが、実際に発注する段階で児童の増減、転出等ありまして、30年度につきましては3路線ほど児童数が減少してその分、運行距離が減少した分で減額になっていると。それともう1点、行事バスの関係でこれも予定よりも大会とか校外活動、そういった部分が当初の予算計上したときに比べて回数が減少となったというところで、この分実績として減額になっているというところでございます。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正弘君） 38ページの企画費の道東ホースタウン事業補助金の減額でございますが、これはですね今私どものほうでやっている引退馬の預託を受けております。当初5頭引退馬を預かる予定でございましたが、30年度は1頭の預託しか実績がございませんでしたので、1頭分は執行しておりますけれども、そのほかの予算については執行残ということで減額をさせていただきます。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

館田君。

○7番（館田賢治君） 1点だけ聞きたいと思いますけれども、38ページ、3款の1項1目28節、繰出金の減額補正なんですけど、この減額補正についてはルール分、もしくはルール外の分も含んでの精算なのかですね、そしてルール分のみでの精算なのかお聞きをしておきたいなと。あわせて、歳入のほうにも国民健康保険事業の関係の国の補助金、道の補助金等も載っているんですが、それらとの関係はどうなるのか、これもあわせてお聞きをしておきたいなと。関連があるのであればお聞きしたい。そして全体にルール分もルール外の分も数字が多少動くというのであればちょっとメモしますから、ゆっくり言ってください。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

3款1項1目、社会福祉総務費の28節繰出金でございますが、この国民健康保険事業事業勘定特別会計繰出金の内訳につきまして、ルール内かルール外かというご質問でございますけれども、ルール内、それからルール外含めての数字でございます。歳入との部分ですけれども、総体事業の中で歳入が入ってくる部分と一般会計繰出金は関係がございます。総事業費の結果で実績に基づいて歳入が入ってくるものですから、その部分をみた中で一般会計からの繰出しになるかと思っております。

ルール内の部分でございますけれども、保険基盤安定分それから職員給与費等、助産費等それから財政安定化支援、この部分についてはルール内ということでございまして、このルール内のトータルが449万2,000円の減額となっております。

それからルール外でございますが、こちらのほうは713万1,000円の減額となっております。トータルで1,162万3,000円の減額ということになっております。

○議長（菊地誠道君） 館田君。

○7番（館田賢治君） 今回のルール内の分の四百四十何万なんですけど、その四百四十何万の内訳の中に安定化資金、道の補助金なのか国がちよっとわかりませんが、この補助金も入っているはずなんです。その補助金の減額が収入のところで保険税のところで減額されております。そういう形の中ではこの部分は減額されたんだと見ていたんですけど、今課長が言われたのは、ルール分の4つあるうちの中の全体を示したんですけど、できれば一つ一つわかれば、四百四十何万の内訳をお聞きしたいなと。それとですね、仮にですよ、これ繰出ししてお金を減額しているわけですから、これが30年度の保険の精算というか賦課なんかする分の

精算もしているのかなというふうに私思うんですけども、これが減額でない場合、これが黒の場合もありますか。30年度の繰出しが減額補正ですけども、この減額補正がルールもルール外もひっくるめて、精算したらこれが黒だったと。仮に減額でない場合の取り扱いはどうなることになるんですか。これもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えしたいと思います。

ご質問2点かと思いますが、まずルール内の減額の内訳でございますけれども、保険基盤安定部分につきましては、予算額が4,923万7,000円をみておりました。決算見込額が4,933万7,000円でございますので、こちらにつきましては、10万円の増でございます。それから職員給与費につきましては、予算減額が1,320万円をみていましたが、決算見込額で1,116万1,338円。203万8,662円の減額でございます。それから助産費等につきましては予算額700万、決算見込額が421万7,484円で278万2,516円の減額しております。それから財政安定化支援分につきましては、予算額76万7,000円をみておりましたが、決算見込額で99万5,000円となり22万8,000円の増額となって、トータルで449万2,216円の減額になっております。

それから繰出しの部分で黒字になるかどうかというところでございますけれども、大変申し訳ありませんけど私勉強不足で申し訳ありませんが、30年度からこの事業、広域化が始まっておりまして、今回こういった赤字、赤字というか一般会計繰出しを減額という形にしましたけれども今後黒字になるかというところにつきましては、はっきりとなるならないというお答えはできないというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 館田君。

○7番（館田賢治君） この減額1,100万を仮に30年から道のほうにわたって、道の平準化を求めて、オール北海道で平準化に向けてやろうやという目的を作って動いてきていて、ことし2年目に入るわけですけど、一般質問なんかにもちょっと出ていましたけれども、このルール、ルール外分での減額をされた金額が1,100万のこの減額金額というものが、繰り出して戻すということよりも、例えばこれを新年度の中で使えるなんてことを考えることはできないものなんですか。仮に当初でみていたものよりも1,100万、ルール外もルールも含めて減額をされた。このものは繰出しで返さないでこの事業の中で使うということは不可能なことなのかどうか。その辺もちょっと参考までにお聞きしておきたいなど。言っている意味は分かりますね。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時42分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

まず繰越金の部分ですけれども、今回の見込みとしましては、当初、予算をみていたのが1,320万5,000円という予算額をみておまして、ルール内ルール外あわせまして8,340万9,000円の予算をみておりました。決算見込額が7,178万5,287円ということで1,162万3,713円が予算額に対して、予算上多く見積もっていたということで決算額をベースに減額したということでございます。余った分を繰越しできないかということでございますけれども、基本的には繰越しはできないという判断で対応しているというところでございます。

事業を続けていく中で、事業的に黒字になるかどうかわかりませんが、黒字になった場合には、黒字のほうに積み立てて以後の事業を展開していくという方法はあるというふうに思っております。あくまでも今回は予算に対しての決算見込額の減額ということでご理解いただきたいと思っております。

○7番（館田賢治君） 議長。

○議長（菊地誠道君） 7番、館田君の本件に対する質疑はすでに3回になりましたが、会議規則第53条のただし書きの規定によって特に発言を許可します。

○7番（館田賢治君） 簡単に言えば、さっき財政課長がいったように、これは繰出しで戻した分については、これは精算で使えないんだと、そう言っているのは分かっている。そのお金をなんとか次年度で使えるようなそういう仕組みということは、課長の段階で考えられないんですかと。考えられないなら考えられない、これで精算するなら精算でいいのさ。ただ、今までのような利率で上がって行って、うちの町民が賦課をされたときに例えば、お金が町にもなければ、我々も苦しくて道から賦課されるお金が全面的に払えなかった場合、道には払わなければならないわけだ、道からいわれたやつは。そしたらどっかからその金は町に補助してくれる金があるのか、貸してくれる金があるのか。ここになれば道にそういう制度があれば、道から借りてでも賦課をされたものについては返さなきゃならないわけだ。だからそういう意味で当初8,340万なんぼだな、当初のこれみたやつな。その分が減額したからこれで終わりだっているんであれば、その通りなんだ。言っているとおりなんだ。そういう方法って考えられないのかって聞いている。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

あくまでも国民健康保険事業については、単年度の事業決算ということで、その収支を図っていきたいというふうに考えておりますので、あわせて道が求めております一般会計からの繰入金等との開始を目指すという中では現状、繰り越すという方法的には今は思いつかないということでございます。

万が一、払えなかった場合については、はっきりとは言えませんが現状はそのような考えでいっておりますのであくまでも単年度でいきたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

本多君。

○9番(本多耕平君) 23ページ、農林課長にはまた申し訳ないですけど、立木の収入で728万出ております。これの件について私、何点かお聞きしますのでお答えを願いたいと思います。

これの伐採目的、どういうことで伐採したのか、まず1点。伐採した樹齢は何年生のものであったのが2点目。面積がどのくらい何ヘクタールだったのか。さらにその容積、何立方であったのか。それと1立方当たりの単価、今回の単価。さらにその単価について昨年との比較はどのくらいであったのか。まずお聞きしたいと思います。

○議長(菊地誠道君) 農林課長・長野君。

○農林課長(長野大介君) お答えしたいと思います。

ことしの売払いの部分になりますけれども、総額で729万円となっております、今回立木売払いの目的の一つがカラマツの素材の……当初1万円で729万円の売払いということで728万円の増額の補正というふうになっております。失礼しました。

一つがカラマツの立木の売払いということで、立木のほう材積が3,526.778立米となっております。そしてもう一つが間伐材の売払いということで、一般材493.258立米とパルプ材608.958立米となっております。立木と間伐材ということでそれぞれ目的違うんですけど、平均的な単価で行きますと1,574円となっております。

それと昨年の区分でいきますと、広葉樹の素材とカラマツの素材がございまして、ことしはカラマツのみとなっておりますので、単価のほうは若干違いまして、去年でいうと2,156円という金額になっておりますので、ことしは580円ほど立米当たりでいうと安くなっているような状況になっています。

それと、面積と樹齢のほうが手持ちに資料がなかったものですから後でお答えしたいと思います。

以上です。

○議長(菊地誠道君) 本多君。

○9番(本多耕平君) もう一度お聞きいたします。今回の伐採目的ですね、これがなんであったかということと、間伐と皆伐だと思うんですけどその樹齢を教えてください。それと面積、伐採面積は間伐の面積、あるいはまた皆伐の面積がいくつであったのか。それと今回お聞きしましたら3,700立米でしたか、全体で、今回切ったのが。それをもう一度確認をしたいと思います。

それと単価ですが、今お聞きいたしましたのは、ことしは立米当たり逆算すると1,600円くらいです。去年は広葉樹も入れたから2,156円だということですけども。広葉樹のほうが高

いのかカラマツが安いのか、それも樹齢ですとかによっては変わってくると思うんですが、そのへんのところいま一度お聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 3時56分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの本多議員の質問は留保いたします。

ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○4番（松下哲也君） 23ページ、寄付金の322万の一般寄付金があるんですけども、当初物品での寄付も金額に換算して、寄付金の中に今までは入れていたというお話があるんですけども、実際にふるさと納税として寄付された金額というのはこの中に含まれているということで理解してよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

昨年度、30年9月からガバメントクラウドファウンディング、馬とともに暮らせる町標茶という事業で寄付を募っているのが62件、400万5,000円ございます。その差額が庶務で受け付けている一般寄付金ということになります。

今回の補正額の322万円の中の内訳となると、追加で出した分の金額を今拾い上げてないんですけど、全体予算の中の772万の中の部分では、私どもの扱いの部分で行くと400万5,000円ということになります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、繰越明許費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時05分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） さきほどの質問の町有林の売払いの関係です。

まずことしの部分はですね、立木の売払いは皆伐で植栽目的としております。樹齢のほうは48年生、面積は16.7ヘクタールとなっております。こちらのほうが3,526.778立方メートルです。

続いてもう一つの方が、間伐材の売払いの方が保安目的、保育目的で将来植える予定としておりまして、こちらの方が樹齢が17年から52年のカラマツ、面積が33.32ヘクタール。材積の方が一般材493.258立米、パルプ材608.958立米の合計1,102.216立米となっております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 4時 7分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 1 番 渡 邊 定 之

署名議員 2 番 類 瀬 光 信

署名議員 3 番 長 尾 式 宮

令和元年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和元年 6月 6日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書の調製について
- 第 2 議案第29号 建設工事委託に関する協定について
- 第 3 議案第30号 工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第31号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第32号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第33号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第34号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 議案第35号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 7 議案第36号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第37号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第38号 令和元年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第39号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 第10 議案第40号 副町長の選任について
- 第11 議員提案第1号 標茶町議会広報調査特別委員会の設置について
- 第12 意見書案第10号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書
- 第13 意見書案第11号 就労継続支援B型事業所などの報酬引き上げを求める意見書
- 第14 意見書案第12号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書
- 第15 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
- 閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
- 閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第16 議員派遣について
- 追 加 議案第38号 令和元年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第39号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
(議案第38号・議案第39号審査特別委員会報告)

○出席議員（13名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 類 瀬 光 信 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 4番 松 下 哲 也 君 |

5番 熊谷善行君	6番 鈴木裕美君
7番 舘田賢治君	8番 深見迪君
9番 本多耕平君	10番 黒沼俊幸君
11番 鴻池智子君	12番 後藤勲君
13番 菊地誠道君	

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	佐藤吉彦君
総務課長	牛崎康人君
企画財政課長	武山正浩君
税務課長	服部重典君
管理課長	村山裕次君
農林課長	長野大介君
住民課長	伊藤順司君
保健福祉課長	石塚剛君
建設課長	富原稔君
観光商工課長	多津美悟君
水道課長	平間正通君
育成牧場長	常陸勝敏君
病院事務長	浅野隆生君
やすらぎ園長	中村義人君
農委事務局長	相撲浩信君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君
中央公民館長	松本修君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	小野寺一信君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員13名であります。

(午前10時00分開議)

◎報告第5号

○議長（菊地誠道君） 日程第1。報告第5号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 報告第5号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、平成30年度一般会計補正予算第4号、第5号及び第7号並びに介護保険事業特別会計補正予算第3号、簡易水道事業特別会計補正予算第2号で議決またはご承認をいただきました8件の繰越明許費繰越計算書であります。

平成30年度歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない当該事業について、予算の定めるところにより令和元年度に繰越して使用するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の3ページをお開きください。

報告第5号 繰越明許費繰越計算書の調製について

平成30年度標茶町各会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

次のページをお開きください。

平成30年度標茶町各会計繰越明許費繰越計算書

一般会計、2款総務費、1項総務管理費、事業名、町有車両購入、金額670万円。翌年度繰越額670万円。財源内訳につきましては、一般財源で670万円。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、プレミアム付商品券事業、金額84万6,000円。翌年度繰越額84万6,000円。財源内訳ですが、国道支出金83万9,000円、一般財源7,000円でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、畜産競争力強化対策整備事業、金額5億5,488万2,000円。翌年度繰越額5億5,288万2,000円。財源内訳ですが国道支出金5億5,288万2,000円。一般財源はございません。

事業名が道営草地整備事業負担金（標茶西地区）、金額2,894万1,000円。翌年度繰越額2,250万円。財源内訳ですが一般財源で2,250万円でございます。同じく標茶南部地区、金額

3,436万円。翌年度繰越額1,700万円。財源内訳ですが、一般財源で1,700万円でございます。事業名、道営経営体育成基盤整備事業（通作条件整備型（基幹農道整備（保全対策型）））負担金（西熊牛地区）、金額が2,343万2,000円。翌年度繰越額157万5,000円。財源内訳ですが一般財源で157万5,000円でございます。

合計では、金額6億4,916万1,000円。翌年度繰越額6億150万3,000円。財源内訳ですが国道支出金5億5,372万1,000円。一般財源につきましては4,778万2,000円でございます。

次に、介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）、1款サービス事業費、2項施設介護サービス事業費、事業名、非常用電源改修工事、金額864万円。翌年度繰越額507万円。財源内訳でございますが、一般財源で507万円。

合計では、金額864万円。翌年度繰越額507万円。一般財源で507万円でございます。

次に簡易水道事業特別会計、2款簡易水道事業費、1項簡易水道事業費、事業名、道営農地整備事業負担金、金額4,100万円。翌年度繰越額2,750万円。財源内訳ですが、地方債で2,750万円一般財源はございません。

合計では、金額4,100万円。翌年度繰越額2,750万円。財源内訳で地方債2,750万円でございます。

調製につきましては、令和元年5月31日であります。

以上で、報告第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○7番（舘田賢治君） 今、繰越明許費の説明を受けたわけですが、何点かお聞きしたいなと思います。まず2款1項、町有車両なんですけど、これも繰越明許でここに出ているわけなんですけど、かなり難しい車の注文なのか、メーカーでなかなか対応できないのか、その内容が現状どうなっているのかお知らせください。

それから6款1項、農業費の中の道営事業標茶地区、西熊牛地区、それから道営のこれも西熊牛ですか、真ん中が南部地区ですね。その上が標茶西地区、南地区、それから下は西熊牛地区の3点の残されている、あとの事業はどんな事業が残されているのか、あわせて簡易水道のほうも、地方債の関係で残っているようなんですけども、事業的には残っているのかどうか、それもあわせてお聞きしておきたいなと思います。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

1点目の2款1項、町有車両購入費の繰越でございますが、これにつきましては町長専用車の購入ということで、昨年12月にですね、契約をなされたものでございますが、車両が受注生産ということもありまして、年度内に納入が難しいということでございましたので、繰り越させていただきます。

中身につきましては、普通乗用車で7人乗り、ハイブリット車の4WDという仕様でございます。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えいたします。

道営草地整備事業負担金の標茶西地区で残された事業はどんな事業かとのご質問にお答えさせていただきます。道営草地整備事業につきましては、西地区、南部地区ともに共通なんですけれども、受益農家の生産性、作業性を高める起伏修正の圃場整備を行う事業ということで、道が行う工事の町の負担というふうになっております。

西地区につきましては繰越額2,250万円、内訳ですけれども事業計画としては、事業費が9,000万円のうちの25%の負担金ということで、事業量につきましては、草地整備110ヘクタールというふうになってございます。

同じく標茶南部地区の繰越額1,700万円につきましては、事業計画が事業費総額が6,800万円につきまして25%の負担になっております。事業量につきましては草地造成2ヘクタール、草地整備が70ヘクタールとなっております。

続きまして、道営経営体育成基盤整備事業西熊牛地区ですが、こちらのほうは場所につきましては、町道の磯分内瀬文平線になっておりまして、基幹農道整備事業ということで、事業費が700万円の22.5%の負担金ということで157万5,000円ということで附帯工一式というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） 簡易水道事業特別会計についてご説明いたします。

この部分につきましては、平成30年度の国の二次補正で事業費で1億円が標茶町に配分されたものです。この負担分の27.5%が繰越となっております。

この中身ですけれども、事業的には事業主体が北海道で実施します。それで事業期間が平成30年度から平成34年度の5年間を計画しております。30年度におきましては調査設計が主に行われました。この繰越分につきましては、31年度の事業の中で、管路と残りの調査の部分とあと既設の虹別のポンプ場のほうに発電機が配置されていませんもので、昨年のブラックアウトの関係で特にそれは急いでほしいということをお願いした部分がありまして、それらを事業の中で取り組むような形になっております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 館田君。

○7番（館田賢治君） 車両購入の関係で、もう一つ答えるときに答えていただきたかったのは、ことしに入っていつ頃納車をできる予定なのかどうか、ことしの予定も聞いていないでこれ、そのまま繰越しているわけではないよなど、こういうことと思うのでそれをちょっと。それから今簡易水道の関係で、残されているのは管路と発電機の購入ということをお言

ていましたけれども、だいたい発電機はどのくらいのものを予定しているのか。それとその管路はどこでどのくらいの延長を考えているのかお聞きしたい。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

大変失礼いたしました。納入期が契約時は6月28日に納入期限だったんですが、業者のほうから若干早く納入できるということで5月16日に納車になっております。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） 発電機の規模ですけれども、現在ですね、これらの調査設計も進めているところなんですけれども、聞くところによると50キロから60キロを想定しているということでした。

管路につきましては、全体で11.3キロになります。31年度につきましてはまだきちんと決まってははいないんですけれども、約3キロくらいという話を聞いております。径については150ミリの耐震管で実施する予定です。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で、報告第5号を終了いたします。

◎議案第29号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。議案第29号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君）（登壇） 議案第29号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は平成元年3月に設置された標茶終末処理場の機械設備であります曝気装置が設置から30年が経過し、更新の必要が生じたことから、水処理施設を含めた更新工事を委託するための「建設工事委託に関する協定」について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第29号 建設工事委託に関する協定について

次のとおり建設工事委託に関する協定を締結する。

以下、議案説明資料とあわせてご説明いたしますので、資料の1ページをお開きください。

1、委託契約の目的 標茶終末処理場曝気装置外改築更新工事

委託概要は、処理能力が日最大2,240立米のオキシデーションディッチ施設。これは汚水を

微生物で処理する施設ですが、これの曝気装置外を更新するもので、オキシレーションディッチ施設の機械設備であります曝気装置の更新一式と水処理施設その他の機械設備であります、給水ユニットの更新一式、水処理施設その他の電気施設であります無停電電源装置の更新1式です。工事場所は、標茶町桜13丁目38番地です。

2 委託契約の金額 1億600万円

3 委託契約の方法は随意契約です。

4 委託契約の相手方 東京都文京区湯島2丁目31番地27号

日本下水道事業団 理事長 辻原俊博です。

日本下水道事業団は昭和47年に「下水道事業の整備促進を目的」に、国と地方公共団体が折半出資で設立され、平成15年からは「特殊法人等整理合理化計画」により、地方共同法人となった日本下水道事業団法による団体で、標茶終末処理場は当初建設から事業団に委託して建設増設を行っております。

仮協定締結日は令和元年5月10日、竣工予定日は、令和3年3月10日です。新規継続の別は継続です。

以上で、議案第29号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

館田君。

○7番（館田賢治君） 1つだけお聞きしておきたいんですが、この日本下水道事業団一つできている流れはわかりますが、特殊法人になってから、こういう委託契約をする場合、この日本下水道事業団しか特殊法人ていうのはないのかどうか。ほかにこの仕事をするための考え方を聞いたりするところはこの特殊法人のほかにあとはないのかどうか、それをお聞きしたい。ここが独占的なものなのかどうか。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） 先ほど説明したとおり、日本下水道事業団というのは下水道事業の推進のために国と地方公共団体の折半出資で作られたということは説明したと思うんですけども、あと委託に関する理由なんですけれども、機器更新を行う上ですと、下水道の機械設備、電気を熟知した技術者が標茶町にはおりません。機械更新が適正におこなわれているかの確認だとか、施工管理等も含めてできる技術者がおりませんので、これらを専門に扱っている事業団のほうに委託したもので、ほかにないかと聞かれると私は事業団しかないと思っております。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号は原案可決されました。

◎議案第30号

○議長(菊地誠道君) 日程第3。議案第30号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長・富原君。

○建設課長(富原 稔君)(登壇) 議案第30号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案6ページ、資料2ページをご覧ください。

議案第30号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、令和元年度桜南町営住宅建替事業(M-8号棟)建築主体工事であります。

資料へまいります。

工事概要は、新築工事で木造平屋建 1棟4戸 298.46平方メートルです。工事場所は桜7丁目です。

議案書に戻ります。

契約金額は5,563万8,000円です。

契約の方法は指名競争入札です。

資料に戻ります。

入札執行日は令和元年5月28日です。

指名業者の状況ですが、有限会社丸ホ星工務店、赤坂建設株式会社、株式会社サトケン、有限会社村山建設、葵建設株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社、宮脇土建株式会社の8社で入札を行った結果、1回で落札しました。

議案書に戻ります。

契約の相手方は、川上郡標茶町字熊牛原野15線西3番地、赤坂建設株式会社、代表取締役赤坂充哉です。

資料に戻ります。

竣工予定日は令和元年12月2日です。

新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして、予定価格5,668万3,000円で事前公表で入札を実施しました。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第30号は原案可決されました。

◎議案第31号

○議長（館田賢治君） 日程第4。議案第31号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君）（登壇） 議案第31号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めらるるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案7ページ、資料3ページをご覧ください。

議案第31号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、令和元年度桜南町営住宅建替事業(M-9号棟)建築主体工事です。

資料へまいります。

工事概要は、新築工事で木造平屋建 1棟4戸 298.46平方メートルです。工事場所は桜7丁目です。

議案書に戻ります。

契約金額は、5,577万円です。

契約の方法は指名競争入札です。

資料に戻ります。

入札執行日は令和元年5月28日です。

指名業者の状況ですが、有限会社丸ホ星工務店、赤坂建設株式会社、株式会社サトケン、有限会社村山建設、葵建設株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社、宮脇土建株式会社の8社で入札を行った結果、1回で落札しました。

議案書に戻ります。

契約の相手方は、川上郡標茶町常盤9丁目35番地、有限会社 村山建設、代表取締役 村山晃樹です。

資料に戻ります。

竣工予定日は令和元年12月2日です。

新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして予定価格、5,676万円で事前公表で実施しました。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号は原案可決されました。

◎議案第32号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第32号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君）（登壇） 議案第32号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案8ページ、資料4ページをご覧ください。

議案第32号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、令和元年度川上団地町営住宅K-3号棟住環境改善事業建築主体工事です。

資料へまいります。

工事概要は、改築工事で鉄筋コンクリート造 3階建 1棟12戸 895.62平方メートルです。工事場所は川上5丁目です。

議案書に戻ります。

契約金額は1億1,214万5,000円です。

契約の方法は指名競争入札です。

資料に戻ります。

入札執行日は令和元年5月28日です。

指名業者の状況ですが、星・サトケン特定建設工事共同企業体、赤坂建設株式会社、有限会社村山建設、葵建設株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社、宮脇土建株式会社の7社で入札を行った結果、1回で落札しました。

議案書に戻ります。

契約の相手方は、星・サトケン特定建設工事共同企業体、代表者 川上郡標茶町川上1丁目22番、有限会社 丸ホ星工務店、代表取締役 佐藤 正

構成員 川上郡標茶町旭2丁目8番23号、株式会社サトケン、代表取締役 佐藤紀寿

なお、代表者の有限会社丸ホ星工務店の代表取締役 佐藤 正様におかれましては、先日前にお亡くなりになり、代表取締役の変更手続きを行っているところでございます。

契約は、代表取締役の変更後となりますので、ご理解をお願いします。

資料に戻ります。

竣工予定日は令和元年12月2日です。

新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして予定価格 1 億 1,386 万 1,000 円で事前公表で実施しました。

以上で、議案第 32 号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

後藤君。

○12 番（後藤 勲君） 今の説明の中で、この川上の公住については私も前から見に行っているんですけどね、終わった後に床がいつまでも上と下がドンドン聞こえるとか、例えば壁に釘打つことも何にもできないということで、電話台があっても何もできないというようなことがいろいろ聞かされるんですけど、こういうような問題は参考にしながら、これからやっていくのかどうなのかちょっと聞きたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） ただいまの質問にありました床がドンドン聞こえるとか、壁に釘が打てない状況ということについては、直接建設課のほうには住民の方から意見をもらったことがいまのところございません。そういう状況があるのであれば、今後検討ができないか施工の段階で担当の者と協議しながら進めたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 32 号は原案可決されました。

◎議案第 33 号ないし議案第 35 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 6。議案第 33 号、議案第 34 号、議案第 35 号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第33号、議案第34号及び議案第35号につきまして、改正趣旨が同じでありますので、提案趣旨並びに内容について一括してご説明いたします。

本3案は、本町が加入しております北海道市町村職員退職手当組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合及び北海道市町村総合事務組合の3つの一部事務組合において、構成団体の解散による脱退があり各組合同規約の一部を変更する必要性が生じたことによるものです。

脱退する団体は北海道市町村職員退職手当組合、及び北海道市町村職員総合事務組合にあつては、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合の三団体で、平成31年3月31日をもって解散したものです。

また北海道町村議会議員公務災害補償等組合にあつては、先ほどの三団体に加え、十勝環境複合事務組合が平成30年3月31日をもって解散したものです。

これら規約の変更にあつては、地方自治法の規定により組合を組織する団体の協議は必要であり、よつて規約の一部変更について議会の議決を求めるため提案するものであります。

以下、内容について提案議案ごとにご説明いたします。

はじめに議案書9ページの議案第33号であります。改正にあつては、議案説明資料5ページに変更の新旧対照表を添付しておりますのでそちらもご参照いただきたいと思います。

議案第33号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について

北海道市町村職員退職手当組合同規約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものであります。

次ページへまいります。

北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合同規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表空知管内の項中「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高管内の項中「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝管内の項中「、池北三町行政事務組合」を削る。

附則としまして、

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものであります。

続きまして、議案第34号の内容説明をいたします。

議案第34号につきましては、資料6ページに先ほどと同様に新旧対照表がありますのであわせてご覧いただきたいと思います。

それでは、議案書11ページにまいります。

議案第34号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものであります。

次ページへまいります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬斎組合」を削る。

附則としまして

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものであります。

最後に議案第35号の内容説明をいたします。

議案説明資料では7ページになります。あわせてご参照いただきたいと思います。

議案書13ページの改正本文にまいります。

議案第35号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について

北海道市町村総合事務組合格約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものであります。

次ページへまいります。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合格約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1空知総合振興局（33）の項中「(33)」を「(32)」に改め、「北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局（16）の項中「(16)」を「(15)」に改め、「日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局（24）の項中「(24)」を「(23)」に改め、「池北三町行政事務組合」を削る。

別表第2の9の項中「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」を削る。

附則といたしまして、

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するというものであります。

以上で、議案第33号、議案第34号、議案第35号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

はじめに議案第33号、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第33号の質疑を終了いたします。

次に議案第34号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第34号の質疑を終了いたします。

次に議案第35号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

以上で、議題3案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより議題3案を一括して採決いたします。

議題3案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号、議案第34号、議案第35号は原案可決されました。

◎議案第36号

○議長(菊地誠道君) 日程第7。議案第36号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・服部君。

○税務課長(服部重典君)(登壇) 議案第36号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、国民健康保険制度の相互扶助の趣旨にのっとり、国保加入者への医療費の歳出に応じた保険税の負担を求めるとともに、保険税の算定の基礎となる前年の総所得を基本に応能割の所得割及び資産割、応益割の被保険者均等割及び世帯別平等割の割合をもって国民健康保険事業会計の健全化を図るものであり、平成30年度からスタートした都道

府県化により、被保険者の皆様から頂いた保険税については納付金という形で北海道に納入することとなりましたが本町においては、平成29年度から法定外の繰入金の解消を目指し、税率改正を行ってきております。

税率の改正につきましては、北海道が示した激変緩和と赤字解消のために税を引き上げる市町村の上昇率が乖離しないよう、赤字解消のための保険税の引き上げを2%以内とされたことにより、2%の上昇率を考慮しながら、所得金額300万円世帯における負担増を7,500円程度にとどめることとしております。また、北海道の標準保険料の算定が3方式で行われていることから、今後、保険税率の算定や比較などがしやすいことから、資産割の解消も目指した税率改正をあわせて行うものです。

なお、本案につきましては、5月23日開催の標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会において諮問し、原案による答申をいただいておりますことを申し添えます。

議案第36号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページをお開きください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料の8ページ、議案第36号資料①をお開きください。

改正項目1番、国民健康保険の被保険者に係る所得割額で、条項は条例第3条第1項、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の所得割額の税率を100分の4.25から100分の4.56に引き上げるものです。

施行は公布の日、適用は令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以下、改正項目について、施行日及び適用につきましては同じとなりますので、説明を省略させていただきます。

改正項目2番、国民健康保険の被保険者に係る資産割額で、条項は条例第4条、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の資産割額の税率を100分の19.8から100分の17.6に引き下げるものです。

改正項目3番、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額で、条項は条例第5条、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の被保険者一人分の均等割額を2万2,000円から2万3,000円に引き上げるものです。

改正項目4番、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額で、条項は条例第5条の2第1号から第3号、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の一世界帯分の平等割額、第1号は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で、2万4,500円を2万4,000円に、第2号は特定世帯で、1万2,250円を1万2,000円に、第3号は特定継続世帯で、1万8,375円を1万8,000

円に引き下げるものです。

改正項目 5 番、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額で、条項は条例第 6 条、改正内容は、税率の改正で、所得割額の税率を 100 分の 2.41 から 100 分の 2.42 に引き上げるものです。

次ページにまいります。

改正項目 6 番、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額で、条項は条例第 7 条、改正内容は、税率の改正で、被保険者一人分の均等割額を 9,000 円から 9,500 円に引き上げるものです。

改正項目 7 番、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額で、条項は条例第 7 条の 2 第 1 号から第 3 号、改正内容は、税率の改正で、一世帯分の平等割額、第 1 号は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で、8,500 円を 8,000 円に、第 2 号は特定世帯で、4,250 円を 4,000 円に、第 3 号は特定継続世帯で、6,375 円を 6,000 円に引き下げるものです。

改正項目 8 番、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額で、条項は条例第 9 条の 2、改正内容は、税率の改正で、一世帯分の平等割額を 1 万 500 円から 1 万円に引き下げるものです。

改正項目 9 番、国民健康保険税の減額で、条項は条例第 23 条第 1 号から第 3 号、改正内容は、税率の改正で、第 1 号は 7 割減額の減額額の規定で、アは基礎課税額分の被保険者均等割額で、1 万 5,400 円を 1 万 6,100 円に引き上げ、イは基礎課税額分の世帯別平等割額で（ア）は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で、1 万 7,150 円を 1 万 6,800 円に、（イ）は特定世帯で、8,575 円を 8,400 円に、（ウ）は特定継続世帯で、1 万 2,862 円を 1 万 2,600 円に引き下げ、ウは後期高齢者支援金等課税額分の被保険者均等割額で、6,300 円を 6,650 円に引き上げ、エは後期高齢者支援金等課税額分の世帯別平等割額で（ア）は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で、5,950 円を 5,600 円に、（イ）は特定世帯で、2,975 円を 2,800 円に、（ウ）は特定継続世帯で、4,462 円を 4,200 円に引き下げ、カは介護納付金課税額分の世帯別平等割額で、7,350 円を 7,000 円に引き下げるものです。

第 2 号は 5 割減額の減額額の規定で、アは基礎課税額分の被保険者均等割額で、1 万 1,000 円を 1 万 1,500 円に引き上げ、イは基礎課税額分の世帯別平等割額で（ア）は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で、1 万 2,250 円を 1 万 2,000 円に、（イ）は特定世帯で、6,125 円を 6,000 円に、（ウ）は特定継続世帯で、9,187 円を 9,000 円に引き下げ、ウは後期高齢者支援金等課税額分被保険者均等割額、4,500 円を 4,750 円に引き上げ、エは後期高齢者支援金等課税額分の世帯別平等割額で（ア）は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で、4,250 円を 4,000 円に、（イ）は特定世帯で、2,125 円を 2,000 円に、（ウ）は特定継続世帯で、3,187 円を 3,000 円に引き下げ、カは介護納付金課税額分の世帯別平等割額で、5,250 円を 5,000 円に引き下げるものです。

次ページにまいります。

第3号は2割減額の減額額の規定で、アは基礎課税額分の被保険者均等割額で、4,400円を4,600円に引き上げ、イは基礎課税額分の世帯別平等割額で（ア）は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で、4,900円を4,800円に、（イ）は特定世帯で、2,450円を2,400円に、（ウ）は特定継続世帯で、3,675円を3,600円に引き下げ、エは後期高齢者支援金等課税額分の被保険者均等割額で、1,800円を1,900円に引き上げ、エは後期高齢者支援金等課税額分の世帯別平等割額で（ア）は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で、1,700円を1,600円に、（イ）は特定世帯で、850円を800円に、（ウ）は特定継続世帯で、1,275円を1,200円に引き下げ、カは介護納付金課税額分の世帯別平等割額で、2,100円を2,000円に引き下げるものです。

議案の17ページをお開きください。

下段の附則でございますが、附則につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第36号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 昨年も議論を少し深見議員のほうでしていただいたというふうに思うのですが、全体的に引き下げかなというふうに、議案書、説明書を見まして思うのですが、均等割が結果的に引き上げになっておりますよね。それで均等割というのは人数によりますから子どもさんの多い家庭も同じ状況になると理解いたしますけれど、まず伺いたいのはですね、それらの特定世帯あるいは特定継続世帯、そして7割、5割、2割の減額という世帯数だいたいどのくらいずついらっしゃるか、出ていますか。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） お答えいたします。

特定世帯におきましては、令和元年度分の試算時点の世帯数で、90世帯。特定継続世帯におきましては、18世帯、あわせて108世帯となっております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） これらの方々にとってはですね、総額的に引き下げという状況になるのでしょうか。そのへんがちょっといまだに理解ができませんので、伺いたいというふうに思いますし、国保全体としての人数に対して所得割もまた引き上げ、これ応能分、応益分の議論に入ってくるのだらうというふうに思うのですが、どんどん応益から応能にふえていっている、この考え方で最終的に5.00という形の持っていくという考え方になるのでしょうか。50対50。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） 以前にもちよつとご説明いたしましたが、今現在、税率が上がっていている状況であります。ですから全体的に税率は上がっていているというふうにご理解いただきたいと思います。

減額額の部分でいくと、減額する金額が例えば均等割額が上がることによって、7割の減額額がその分ふえますよと、そういう理屈になりますので、減っているわけではないということでご理解いただきたいと思います。

もう一つ応能と応益の関係であります、都道府県化になりまして、もともと政令で応能・応益50対50というのは定められておりますが、これまで市町村の実情を見るとですね、どうしても、応益のほうがどちらかという少ない形で応能割合がふえている現状があったんですが、都道府県化になりましてその割合が改めてそれを基準に市町村の標準税率が定められるようになりまして、それをもとに税率改正等もおこなっていますので、どちらかという応能割のほうがふえていくという状況があるのは事実でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） かなり複雑でね、北海道もまだ4年あるので調整しながらこれから進めていくと思うのですが、今一つ、応能割のほうがふえていく傾向にあるというのはちょっと私理解できないですね。全体みたら応益割のほうがふえていくんでないかというふうに思うんですが、それが一つです。

それからもう一つは、資産割の問題なんです、資産割解消を目指すんだと。これは昨年私の質問の中ではそれはないということをお答えいただいていたんですね。でも解消を目指すと言ってますから、どの程度の年数かけて解消していくのか。それをまず聞いておきます。

もう一つは、第5条中の2万2,000円が2万3,000円に上がると。これは均等割ですね。均等割が上がるということは、家族の人数掛ける1,000円上がるということの解釈でいいのかということ。たくさんあるんですけどね、あんまり言うと私のほうも頭変になっちゃうから。17ページの23条はね、16ページに数字をあわせたということなんで、それはそれでいいのかなと思うんですけど。今の三、四点についてお願いします。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） まず先ほどの応能、応益の割合でございますが、すみません私が言い間違えております。今までは応能割が多くて応益が少ない状況だったのが、都道府県化になりまして、50対50に近づける形でどちらかという応益割がふえていくような傾向でございます。

資産割の解消でございますが、資産割につきましては平成29年度でご説明したとおり、令和9年度でゼロになるように現在、税率改正をおこなっている所でございます。

均等割の2万2,000円から2万3,000円ということですが、これにつきましても政令のほうで、平等割と応益割の50のうち平等割と均等割の比率というのものもある程度定められて

おりまして、それが均等割が35、平等割が15という割合になります。ですから道から示される標準税率の内訳をみても均等割のほうがどちらかという高いと。平等割が低くなるというのはそういう割合に基づいてのものだということになります。よろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） いや、よろしくないんでね、今の均等割の説明で言えばね。私がした質問は家族が多ければ多いほど上がるんでしょということを聞いたんですよ。つまりこれ1,000円上がるわけですから。二人家族、三人家族、五人家族、六人家族で家族が多ければ多いほど、掛ける1,000円ということになるんですねということを一つ聞きました。

それから資産割解消の問題ですが、資産割をどんどん解消していくということはね、解消した分の税金はね普通の家庭に、まあ資産を持っていないところも含めてそっちにかぶさっていくことでいいですか。そういう解釈で。

それから三つ目に応能と応益を間違えたのは、とんでもなくまずいことだなと思うんですけど。失礼な言い方はしませんが。

（「した」の声あり）

○8番（深見 迪君） しちゃったけど。まあこれ応益をふやすというのは、道の考え方も聞いていると思うので聞きたいんですけど。福祉の分野で応能より応益をふやす、つまり所得の多い人から多くとるという税金の原則から言えば、そうじゃなくて逆に応益をふやすというのはね、間違っているのではないかなというふうに感じるんですけど、道はなんて言っているんですか、これ。この3点について。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典） お答えいたします。

均等割の部分につきましては、議員ご指摘のとおり、家族がふえればその分上がっていくという理論になります。

2点目の資産割の解消につきましては、当然、条例の中で国保につきましては所得割、資産割、均等割、平等割をもってという形で定められておりますので、その部分の資産割がなくなれば、残りの三つのうちのどれかに多分振り分けになると思うのですが、たださきほど言ったとおりに、応能、応益というある程度の比率がありますので、その分は資産割はもとも応能割になりますので、応能割の所得割に多分加算されていく結果になるのではないかというふうに推測しているところであります。応能割、応益割の定めにつきましては、国民健康保険法施行令の中です、定めがありまして、その中でその比率がうたわれていることになりますので、特段北海道がそれに対してそうしなさいという形ではなくて、向こうで定められていることになります。ただある程度の目安になると思うので、必ずしもそれががちがちで50、50でなければならぬということではありません。現時点でもなっておりますということでもあります。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

舘田君。

○7番（舘田賢治君） 応能、応益の関係、均等割ということもひっくるめてですね、今議論をしているところでありますけれど、私のほうから今回の一部条例改正で北海道から割り当てというか標茶町が納めなければならない納付金、一般質問でも出ていましたけれども、もう一度ここで確認しておきますけれども4億なんぼという数字だと思いますけれども、それをもう一度確認したいということと、それから被保険者が今回納める金額はこの総体でいくらになっているのか。前年度に対して何パーセント上がっているのか。下がっていることはないわけですから、おそらく2%以下に抑えているでしょう。

それと料率の決定についてはですね、北海道が主にやっていると私は思っているものですから町はどこまでの何かかわりを持っているのか、それとも北海道の協議の段階で決まってくるのか、それもあわせてお聞きしたいわけです。

それと被保険者が今回が3億なら3億、3億何千万なら何千万となりますね、それとこれにプラス、ルール外の部分もここに加わるわけですね。今回は。もし違っていたら訂正してください。1,290万、約1,300万ぐらいが加わると思うんです。

それと財源的には、道の補助があるのか国の補助があるのかわからないけれども、私は道が主体ですから道の補助があるのでないのか。これが大体どのくらいあるのか。あわせて全体をちょっと浮彫りにしたいと思うものですから、お聞きいたします。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） お答えいたします。

ちょっと私の持っている資料でお答えしますが、納付金につきましては平成30年度が4億1,934万7,000円。令和元年度が4億1,803万2,000円となっております。

それと被保険者が納める税金ですが、今年度税率改正に合わせ算定したときの数字であります。平成30年度と今年度の改正予定で比較しますと、試算結果で530万4,100円の増。ただこれに徴収率等も加わり、想定されますので、最終的には518万9,000円の増と試算しております。

標準税率の決定につきましては、これは町村のデータをもとに道が独自に試算をしており、町のほうは、その率については一切かかわっておりません。現在行っている税率改正につきましては、最終的には道の標準税率になるような形に理論的にはなるように税率改正はしているんですが、ただ私ども、現在やっているのは29年に定めたときの、それにいくまでに計画的に今上げていっている段階なので、道が今年度こういう税率ですよということで、税率改正をおこなっているわけではありませんので、そのへんはご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） 一般会計繰入金の部分についてご説明申し上げます。

トータルの事業の予算見込と保険税の見込み額を換算して総体事業費で不足する部分ということでございますけれども、ルール内の一般会計の予定額につきましては、6,219万3,000

円です。ルール外として1,298万5,000円を見込んでいます。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時25分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） お答えいたします。

今年度の国民健康保険税につきましては、総額で税率改正後の試算結果であります。3億2,389万7,000円。前年度と比較いたしまして、1.6%の増と見込んでおります。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

まず、道のほうから入ってくる補助金等でございますけれども、こちらにつきましては道からの支出金としまして、6億8,974万で、あくまでも見込でございますけれどもこのほかに2,845万6,000円というのが特別調整交付金で入ってくる予定でございます。それから諸収入としまして、194万円を見込んでおります。

先ほどの保険税の必要額も含めて予算立てをしまして、ルール外として1,298万5,000円を見込んでいるという状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 館田君。

○7番（館田賢治君） 私が聞いているのは、私たち被保険者が組み込まれていくお金、例えば道の補助金で今課長の言っている諸収入も入れてですね、三つ言ったんですけども6億何千万は使えると思ってないんですよ。もしもこの言った中で使えるんだったら、この2,800万が保険の安定化の補助金で入ってきて、保険料の中で使える金なのかなと思っているんですけど、そういうお金とルール外のお金を足して、この4億1,000万というお金を納付しなきゃならないわけでしょ。

被保険者のことしの分は3億2,000万なんだよ。8,000万、7,000万ここで足りないからルール外の方もここに我々の保険の計算に入れるようなことになったとしても、1,300万だ。いいですか。そのほかに補助金があとの差額のある部分を全て、全てですよ。この6億何千万というお金使えるんですか、そのへんどうなんですか。これが使えないお金であれば、じゃあ今回の3億2,000万というやつで、これは間違っている数字じゃないけれども。言われた数字からいくと数字が頭に入っている数字よりも大きいものだから、ちょっと戸惑っているんだけど。それでも1,000万前後足りなくならないのかなという、こういう頭でいたのさ。ところがこの数字を見ると、納めなきゃならない金と我々が集めて納める数字とちょっと差額があるから、聞いている。ここをちょっと理解できるように説明をしてください。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。大変失礼いたしました。

先ほど私、6億言った部分でございますけれども、こちらにつきましては保険給付費として納める部分でございます。ご質問があった国民健康保険事業費納付金につきましては、4億1,800万ということでございます。ということでそれに先ほど税務課長が答えた3億何がしの部分と不足している部分を一般会計繰入金として入れているという組立てになっております。

ルール外が1,298万5,000円というような算出をしているところであります。先ほど6億8,974万円といったのは、保険給付費で支出する部分でございますので、この分につきましては道から入ってくるというようなことでございます。

○議長（菊地誠道君） 館田君。

○7番（館田賢治君） まだちょっと理解できないでいるんですけども、この4億の支払いを北海道にいたしますと。内訳はルール分とルール外と足したやつも、いまのところは3億2,000万に足して入れるという考え方でいいんですか。それでいて、やっつけて合うんですか。1,000万くらい、何千万までいかないにしても、ちょっと困った数字は出ないんですかと聞いているんですよ。大丈夫ですか、そういう意味なんですか。8,000万のルール分も入れて、3億2,000万に足して、補助金も足して入れるというふうな解釈でいいんですか、私のほうは。そう留めていけばいいんですか、そこを確認させてください。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時41分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。大変失礼いたしました。

令和元年度で道から求められている納付金の額につきましては、予算的には4億1,804万2,000円でございます。これに対する財源でございますけれども、北海道保険給付費等交付金から2,845万6,000円。諸収入金として244万円。保険税として予算上3億4,204万1,000円。この納付金に対する一般会計繰入金としまして、ルール内として3,212万、ルール外として1,298万5,000円ということで国保事業費納付金の財源につきましては、今の金額になるかと思えます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「議長、8番」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論がございますので、まず本案に反対者の発言を許します。

深見君。

○8番(深見 迪君)(登壇) 私は議案第36号、標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に反対の立場で討論を行います。

本町の国民健康保険税は7割、5割、2割の軽減がかかる世帯は加入世帯の約46.7%で、残りの軽減がかからない世帯、特に子育て世代に厳しいものとなっています。

国民健康保険被保険者の高齢化、所得の低下は進み、他の医療保険と比べ1番所得が低いのに1番高い保険税を払っているのが現状です。国民健康保険事業は今まで町が保険者でしたが広域化により北海道が保険者になることによって、国の指導による従来おこなってきた、一般会計からのいわゆる法定外繰入を段階的に解消するようになって3年目です。

こうして毎年国保税は高くなっていくことになりました。激変緩和措置があると言いますが、値上げ幅を緩やかにするものにすぎず、高すぎる保険税の解決にはなっていません。このような状態の時に本条例改定案はいくつかの改定を行っていますが、1番問題なのは、第5条中、つまり被保険者均等割の一人分の均等割額を2万2,000円から2万3,000円に1,000円値上げするという内容です。均等割ですから世帯の人数が3人であれば3,000円、5人であれば5,000円の値上げになります。さらに具体的に言えば例えばその世帯の子どもの人数が多ければ多いほど値上げが大きくなるという仕組みです。まさに少子高齢化に追い打ちをかけるものと言わざるを得ません。そしてこのような応益をふやしていく事態は、ことしだけでなく改革が一応終わる2023年まで続くことになります。

地方自治体の主たる任務は言うまでもなく、住民の福祉の向上にあります。標茶町民の経済情勢を真正面から見れば、到底このような条例改正は考えられません。

以上の理由で、私は本条例改正案に反対いたします。

○議長(菊地誠道君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

討論がありましたので、本案は起立により採決いたします。

議案第36号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、議案第36号は原案可決されました。

◎議案第37号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第37号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第37号「標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」のうち、本年10月に予定される消費税率10%への引き上げによる低所得者の保険料軽減強化について、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）」及び関係省令等が平成31年4月1日に施行されたことに伴い令和元年度の介護保険料について所要の改正を提案するものであります。

以下、内容について説明申し上げます。

議案書の19ページ、及び議案説明資料17ページをお開きください。なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、あわせてご参照ください。

議案第37号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きください。

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例

標茶町介護保険条例（平成12年標茶町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条中「平成30年度から平成32年度」を「令和元年度から令和2年度」に改め、同条第1号中「3万900円」を「2万600円」に改め、同条第2号中「4万3,200円」を「3万4,300円」に改め、同条第3号中、「5万1,500円」を「4万8,000円」に改める。

これは、第1段階から第3段階までの保険料を引き下げるものでございます。

続きまして、第17条第3項中「第7条第1項第3号」を「第7条第1項第5号」に改める。

これは法律改正にあわせた、項目の改正になっております。

続いて附則でございしますが、

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（令和元年度における保険料率の特例）

第2条 令和元年度における保険料率は、この条例による改正後の標茶町介護保険条例（以下「新条例」という。）第7条の規定にかかわらず、平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間は従前の例によるものとし、令和元年10月1日より新条例による保険料率を適用する。

第3条 前条の規定による新条例第7条各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じてそれぞれ定める額は次のとおりとする。

- (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 2万5,700円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 3万8,700円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 4万9,700円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 6万400円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 6万8,700円
- (6) 次のいずれかに該当する者 8万5,800円

イ 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロまたは第8号ロに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 9万2,700円

イ 合計所得金額が125万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号ロに該当する者を除く。）

- (8) 次のいずれかに該当する者 10万3,000円

イ 合計所得金額が190万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

- (9) 前各号のいずれにも該当しない者 12万200円

（経過措置）

第4条 改正後の標茶町介護保険条例第7条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上で、議案第37号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

館田君。

○7番（館田賢治君） ひとくちで言えばですね、この一部条例改正については町民税の非課税の方々に対しての対応ということだと思っんです。もう一つは生活保護。その中で10%引き上げの関係もあったと言いながらも、今、社会保障の関係でもいろいろとサービスを下げて、料金を上げないようにしてね、やっっていこうという話がずっと出ていますけれども。それでもこれ引き下げですから、下げることについては、問題はないけれども、先ほどの議論ではないけれども、あわせてどこかで上がる場所もあるのかなというふうに思いながらいたんですけれども。所得的には例えば80万だとか百二十何万以下だとかあるんですけど、それを非課税の部分と生活保護の部分についてもわかれば教えていただきたいということと、ここで言う1号、2号と言っている、附則と経過措置で条例を出していますけれど、この中で言っている第1号被保険者、第2号被保険者、これは年齢でいって何歳から何歳までの間の人たちですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えします。

段階の区分につきましては、第1段階が生活保護、それから老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税のもの。それから第2段階につきましては、世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得の合計が80万から120万円。第3段階が120万円以下のものというふうになっております。

それから1号被保険者、2号被保険者の年齢の関係でございまして、1号が65歳以上、2号が40歳以上の方というふうになっております。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 12時01分

再開 午後 1時11分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第38号ないし議案第39号

○議長（菊地誠道治君） 日程第9。議案第38号、議案第39号を一括議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第38号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和元年度一般会計補正予算（第1号）であります。

町有施設整備などに資するため、歳入歳出それぞれ7,907万3,000円を追加し、総額を113億7,007万3,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、育成牧場経費で1,057万円、教員住宅建設事業1,994万1,000円、学校給食共同調理場改築支障物件解体事業257万4,000円、標津線代替輸送協議会負担金598万5,000円、プレミアム付商品券事業806万8,000円、GOGOチャレンジショップ支援事業補助金839万1,000円、商工団体補助金460万円などを計上いたしました。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税の増額、財政調整基金の繰入などで収支のバランスを図ったところであります。

また、地方債で1件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第38号 令和元年度標茶町一般会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度標茶町一般会計予算」の名称を「令和元年度標茶町一般会計予算」とし、予算書における表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度標茶町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,907万3,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億7,007万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

10ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複しますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、補正前の限度額 5 億2,160万円に学校給食共同調理場改築250万円、教員住宅建設1,980万円の計2,230万円を追加し、補正後の限度額を 5 億4,390万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

合計では、補正前の限度額12億1,450万円に、2,230万円を追加し、補正後の限度額を12億3,680万円とするものです。

15ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額12億1,450万円に、補正額2,230万円を追加し、補正後の額を12億3,680万円とするものです。当該年度末現在高見込額につきましては、補正前の額120億2,062万6,000円に、補正額2,230万円を追加し、補正後の額を120億4,292万6,000円とするものです。

以上で、議案第38号の提案趣旨の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第39号、令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算の内容について、ご説明いたします。

令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

本補正予算は、10月1日に予定される消費税10%への引き上げに関連し、町が使用する介護保険システムにおいて、令和元年以降の介護保険制度改正に合わせてシステム改修が必要になったため、所要額を計上させていただきました。

なお、本補正につきましては、事業勘定のみ補正となっております。

それでは補正予算書に基づき、ご説明いたします。

議案第39号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

1ページをお開きください。

令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度標茶町介護保険事業特別会計予算」の名称を「令和元年度標茶町介護保険事業特別会計予算」

とし、予算書における表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとする。

令和元年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,702万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従って説明をさせていただきます。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから3ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案39号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました、議案第38号、議案第39号は直ちに議長を除く12名で構成する「議案第38号・議案第39号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案第38号、議案第39号は、議長を除く12名で構成する「議案第38号・議案第39号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 2時35分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第40号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。議案第40号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第40号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、現在空席となっております、副町長の選任について提案を申し上げます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第40号 副町長の選任について

標茶町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町字熊牛原野16線西1番地47。氏名は牛崎康人。生年月日は昭和36年3月3日であります。

牛崎氏の経歴については、議案説明資料により説明を省略させていただきますが、40年をこえる役場職員としての豊かな行政経験、特に農林課長として10年間、現在は課長職の筆頭課長として人望も厚く、副町長不在の間もその職務をカバーし、誰からも信頼される存在であり最適者と判断いたしましたので、副町長として選任を願うべく提案申し上げる次第であります。

ご審議いただきご同意を賜りますようお願い申し上げ、議案第40号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案について、討論を省略し直ちに採決をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案同意されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時40分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議員提案第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第11。議員提案第1号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

本多君。

○議会運営委員会委員長（本多耕平君）（登壇） 議員提案第1号。標茶町議会広報調査特別委員会の設置について、その提案趣旨をご説明申し上げます。

議会広報「しべちや議会だより」は平成4年5月に創刊して以来、発行数は115号を数え、議会の情報公開に大きな役割を果たしてきました。

平成12年6月には議会単独で情報公開条例を制定し、開かれた議会を目指しております。議会が町民に理解され、支持される活動を展開するためには議会情報の公開を積極的にとり進め、透明性を高めることがますます重要となってきたことから、その中心となる議会広報を発行するために、標茶町議会広報調査特別委員会の設置を全議員の総意として提案いたします。

以下、内容についての説明をいたします。

議員提案第1号 標茶町議会広報調査特別委員会の設置について

本議会は、標茶町議会委員会条例第5条の規定により、議会広報発行に関する事項調査のため「標茶町議会広報調査特別委員会」を設置する。

令和元年6月5日提出

標茶町議会議員 本多耕平、松下哲也、渡邊定之、類瀬光信、長尾式宮、黒沼俊幸、後藤勲

1 調査期間 本案議決の日から調査終了の日まで。

2 構成及び調査の方法 6名をもって構成する特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とする。

以上であります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

議題となりました議員提案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案については質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第1号は原案可決されました。

引き続き、委員の選任を行います。

お諮りいたします。

標茶町議会広報調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、2番・類瀬君、4番・松下君、6番・鈴木君、8番・深見君、10番・黒沼君、12番・後藤君の以上6名を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名を標茶町議会広報調査特別委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

◎意見書案第10号

○議長(菊地誠道君) 日程第12。意見書案第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第10号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第10号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立少数であります。

よって、意見書案第10号は原案否決されました。

◎意見書案第11号

○議長(菊地誠道君) 日程第13。意見書案第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第11号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第11号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立少数であります。

よって、意見書案第11号は原案否決されました。

◎意見書案第12号

○議長(菊地誠道君) 日程第14。意見書案第12号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第12号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第12号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(菊地誠道君) 日程第15。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長(菊地誠道君) 日程第16。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件についてはお手元に配りましたとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） ただいま、議案第38号・議案第39号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号・議案第39号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第38号ないし議案第39号

○議長（菊地誠道君） 議案第38号・議案第39号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第38号・議案第39号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号・議案第39号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和元年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。

（午後 2時54分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

署名議員 1 番

渡 邊 定 之

署名議員 2 番

類 瀬 光 信

署名議員 3 番

長 尾 式 宮